

# 愛媛県障がい者プラン

【令和6～11年度】

- ・第6次愛媛県障がい者計画
- ・第7期愛媛県障がい福祉計画
- ・第3期愛媛県障がい児福祉計画



令和6年3月

表紙

令和5年度「障害者週間のポスター」

愛媛県知事賞(最優秀賞)

今治市立立花中学校 2年 馬越 映吾さん

「思いやりの花束を」

## はじめに

愛媛県では、令和2年3月に「第5次愛媛県障がい者計画」を、令和3年3月に「第6期愛媛県障がい福祉計画」および「第2期愛媛県障がい児福祉計画」を策定し、障がい者理解の促進に向けた「愛顔の『あいサポート運動』」の普及、発達障がい児の相談体制の充実、障がい者芸術文化祭や e スポーツを活用した障がい者の生きがいづくりの推進のほか、ICT サポートセンター・医療的ケア児支援センターの開設など、障がい保健福祉に関するさまざまな取り組みを実施して参りました。



この間、国では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が展開されるとともに、「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」および「障害者差別解消法」の改正など、共生社会の実現に向けた各種施策の充実が図られております。

県におきましては、こうした国の動きに加え、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護人材の不足といった障がい者を取り巻く社会情勢の変化と諸課題に、総合的かつ一体的に対応し、障がいのある方が活躍し、安心して暮らせる社会づくりを推進していくため、障がい者計画、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を統合し、令和6年度からの障がい福祉施策の方向性を示す「愛媛県障がい者プラン」を新たに策定いたしました。

今後とも、国や市町、関係機関・団体等との連携の下、「オール愛媛」体制で、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御助言をいただきました「愛媛県障がい者施策推進協議会」並びに「愛媛県障がい者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、各障がい者団体など関係者の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

愛媛県知事 中村 時広



# 目 次

第1章 障がい者プランの概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 障がい者の概念	
5 基本理念	
6 基本方針	
7 障がい保健福祉圏域	
8 施策体系	
第2章 障がい者を取り巻く状況	6
1 本県における障がい者の現状	
2 前計画期間(R2～5年度)における国の障がい者施策の動向	
第3章 分野別施策の具体的方策	14
第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進	14
1 心のバリアフリーの推進	
2 障がいを理由とする差別の解消の推進	
3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止	
第2節 地域生活の支援体制の充実	17
1 意思決定支援の推進	
2 相談支援体制の強化	
3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
4 障がい児に対する支援の充実	
5 福祉用具の普及促進と利用支援	
6 障害福祉サービスの質の向上等	
第3節 福祉を支えるひとづくり	23
1 専門職員の養成・確保	
2 研修体制の充実	
3 ボランティア情報の提供	
第4節 保健・医療対策の充実	25
1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	
2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供	

3	精神保健・医療施策の充実	
4	難病等に関する施策の充実	
5	高次脳機能障害に関する施策の充実	
<b>第5節</b>	<b>安全・安心な生活環境の整備</b>	<b>29</b>
1	公共的施設と住宅の整備・改善	
2	移動・交通対策の推進	
3	人にやさしいまちづくりの意識啓発	
<b>第6節</b>	<b>防災・防犯対策の推進</b>	<b>32</b>
1	防災対策の推進	
2	防犯対策の推進	
3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
<b>第7節</b>	<b>情報アクセシビリティの向上</b>	<b>35</b>
1	行政情報のアクセシビリティの向上	
2	意思疎通支援の充実	
3	読書バリアフリーの推進	
<b>第8節</b>	<b>特別支援教育の充実</b>	<b>39</b>
1	インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実	
2	教育環境の整備・充実	
<b>第9節</b>	<b>雇用・就業、経済的自立の支援</b>	<b>42</b>
1	総合的な就労支援	
2	経済的自立の支援	
3	障がい者雇用の促進	
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
5	障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保	
6	福祉的就労の底上げ	
<b>第10節</b>	<b>芸術文化活動・スポーツ等の振興</b>	<b>46</b>
1	芸術文化活動の推進	
2	スポーツ等の振興	
3	生涯を通じた多様な学習活動の推進	
<b>第11節</b>	<b>国際交流の推進</b>	<b>49</b>
1	障がい者の国際交流の推進	
2	地域に住む外国人との交流の促進等	

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標…………… 50

- 1 成果目標
- 2 障害福祉サービス等の必要見込量等
- 3 地域生活支援事業等の実施に関する事項
- 4 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

### 資料

○愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例……………	81
○愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱……………	83
○愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要……………	85
○障害福祉サービス等の概要……………	100
○地域生活支援事業等の概要……………	103

#### ※「障害」の「害」の「ひらがな表記」について

本県では、平成 28 年 4 月 1 日の「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、障がい及び障がいのある人とその家族に対する県民理解の一層の促進を図り、障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

- (1)「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。
- (2)「ひらがな表記」の適用を除外するもの
  - ア 法令の題名や用語を用いる場合
  - イ 条例、規則その他の法令審査に係る規程で用いる場合(県の組織名の変更に係る場合等を除く)
  - ウ 他の機関、団体、大会名等の固有名詞
  - エ 人の状態を表さない場合
  - オ その他、漢字使用が適切と認められる場合(医学用語、学術用語等の専門用語として使用する場合等)



# 第1章 障がい者プランの概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、昭和57年に県における障がい者施策の基本計画として「心身障害者福祉対策長期指針」(第1次計画)を策定し、以降は計画名を「愛媛県障がい者計画」に変更したうえで、第2次計画(平成7～16年度)、第3次計画(平成17～26年度)、第4次計画(平成27～令和元年度)、第5次計画(令和2～5年度)により、様々な障がい者施策を展開するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的に、平成18年度から3年ごとに「愛媛県障がい福祉計画」(第1～6期)を、平成30年度から3年ごとに「愛媛県障がい児福祉計画」(第1～2期)を策定し、市町と連携しながら、施策を推進しています。

国では、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を締結して以降、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行により、不当な差別的取扱いの禁止が義務化されるとともに、同法の改正により、国や地方公共団体等に課されていた合理的配慮の提供義務が、令和6年4月からは事業者にも適用されるなど、障がい者の権利擁護の推進が図られているほか、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会の実現に向けて、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に関する様々な取り組みが推進されています。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医療的ケア児支援法」という。)や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)や「児童福祉法」の改正など、障がい者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会づくりにつなげるための各種施策の充実が図られています。

本計画は、このような障がい者を取り巻く環境の変化に加え、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護人材の不足など、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、本県における障がい者施策を総合的・計画的に推進していくため、国の「障害者基本計画(第5次)」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。),「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨、今後想定される障害福祉サービスのニーズ等を踏まえて策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第2項に基づく「愛媛県障がい者計画」、障害者総合支援法第 89 条第1項に基づく「愛媛県障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 第1項に基づく「愛媛県障がい児福祉計画」を一体的に統合した、本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であるとともに、「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」の分野別計画としての一面を併せ持つものであり、県内市町はもとより、関係団体及び県民に広く理解と協力を求めていく本県障がい者施策の基本計画となるものです。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)第8条に基づき策定する計画、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)第8条に基づき策定する計画及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく計画としての性格を併せ持ちます。

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分については、国の基本指針により3年ごとに見直す必要があることから、令和8年度に中間見直しを予定しています。

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者計画	第4次					第5次					障がい者プラン (第6次)				
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期			(第7期)			※中間見直し		
障がい児福祉計画				第1期			第2期			(第3期)			※中間見直し		

## 4 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」「障がい者(児)」の概念は、「障害者基本法」に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

## 5 基本理念

本計画は、統合前の「第5次愛媛県障がい者計画」、「第6期愛媛県障がい福祉計画」及び「第2期愛媛県障がい児福祉計画」における基本理念を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。

## 6 基本方針

次の4つの基本方針を掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

### (1)障がいへの理解促進と権利擁護

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」、社会的障壁を除去するための「合理的配慮の提供」及び「障がい者虐待の防止」などに関する取組みを推進し、障がい者の権利擁護に努めます。

### (2)障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援

障がい者自身が自ら選択した地域に居住しながら、障がいの特性や心身の状態、ライフステージ等に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や障がい福祉サービスの質の向上等に努めます。

### (3)暮らしやすい生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療の充実やバリアフリー化の推進など、生活環境の整備に努めます。

また、障がい者が必要な情報を取得・利用できるよう、ICT等の活用も含めた情報アクセシビリティの向上に努めます。

### (4)教育・就労・社会参加の促進

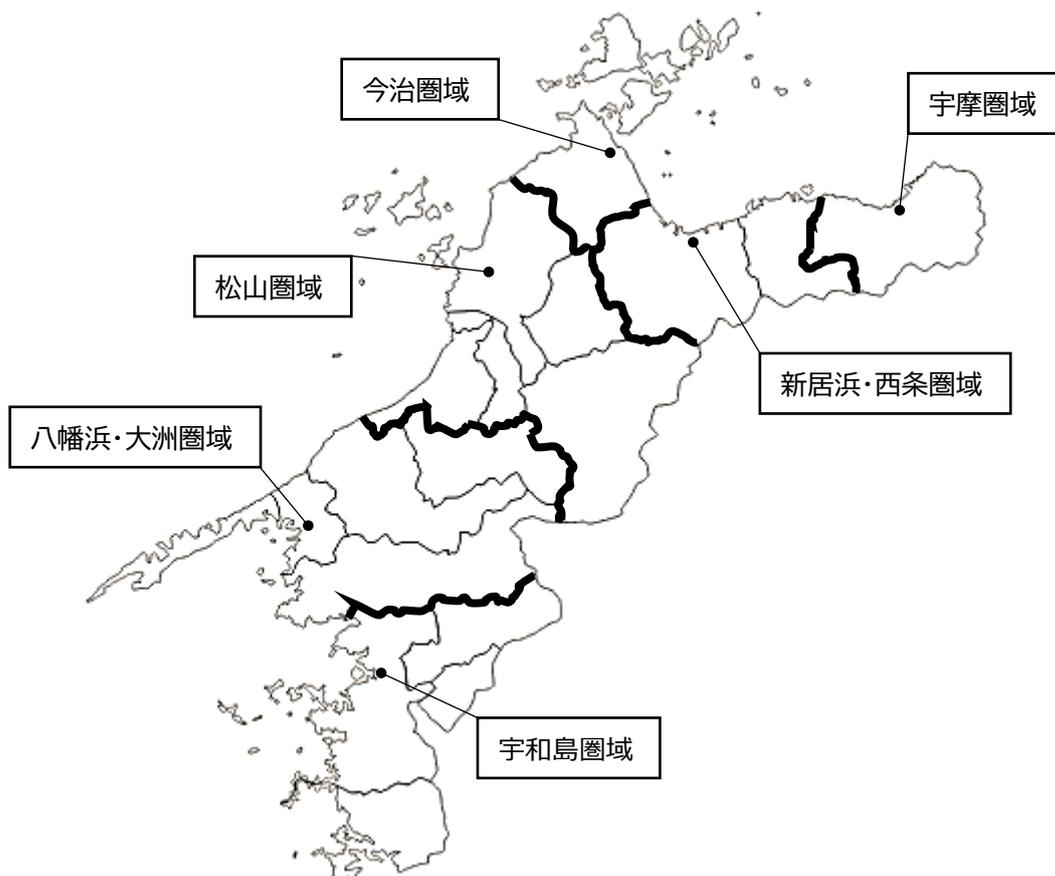
障がい者が個人の特性に応じた能力を十分に発揮し、生きがいを見つけ、豊かな日常生活を営むことができるよう、教育、就労、文化・スポーツその他あらゆる分野の社会活動に積極的に参加できる機会の確保等に努めます。

## 7 障がい保健福祉圏域

これまでの計画を継承するとともに、その他の医療、保健、福祉に関する計画との整合性を図るため、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域の6圏域とします。

圏域名	市町名	人口
宇摩圏域	四国中央市	83,426人
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市	220,930人
今治圏域	今治市、上島町	157,891人
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	631,214人
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	130,906人
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	102,818人
合計		1,327,185人

(住民基本台帳人口:令和5年1月1日)



## 8 施策体系

<p>基本理念</p>	<p>本計画は、統合前の「第5次愛媛県障がい者計画」、「第6期愛媛県障がい福祉計画」及び「第2期愛媛県障がい児福祉計画」における基本理念を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。</p>	
<p>基本方針</p>	<p>分野別施策の具体的方策</p>	
<p>1 障がいへの理解促進と権利擁護</p>	<p>第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進</p>	<p>1 心のバリアフリーの推進 2 障がいを理由とする差別の解消の推進 3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止</p>
<p>2 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援</p>	<p>第2節 地域生活の支援体制の充実</p>	<p>1 意思決定支援の推進 2 相談支援体制の強化 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実 4 障がい児に対する支援の充実 5 福祉用具の普及促進と利用支援 6 障害福祉サービスの質の向上等</p>
<p>3 暮らしやすい生活環境の整備</p>	<p>第3節 福祉を支えるひとづくり</p>	<p>1 専門職員の養成・確保 2 研修体制の充実 3 ボランティア情報の提供</p>
<p>4 教育・就労・社会参加の促進</p>	<p>第4節 保健・医療対策の充実</p>	<p>1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供 3 精神保健・医療施策の充実 4 難病等に関する施策の充実 5 高次脳機能障害に関する施策の充実</p>
<p>5 安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>第5節 安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>1 公共的施設と住宅の整備・改善 2 移動・交通対策の支援 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発</p>
<p>6 防災・防犯対策の推進</p>	<p>第6節 防災・防犯対策の推進</p>	<p>1 防災対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>
<p>7 情報アクセシビリティの向上</p>	<p>第7節 情報アクセシビリティの向上</p>	<p>1 行政情報のアクセシビリティの向上 2 意思疎通支援の充実 3 読書バリアフリーの推進</p>
<p>8 特別支援教育の充実</p>	<p>第8節 特別支援教育の充実</p>	<p>1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実 2 教育環境の整備・充実</p>
<p>9 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>第9節 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>1 総合的な就労支援 2 経済的自立の支援 3 障がい者雇用の促進 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保 6 福祉的就労の底上げ</p>
<p>10 芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>1 芸術文化活動の推進 2 スポーツ等の振興 3 生涯を通じた多様な学習活動の推進</p>
<p>11 国際交流の推進</p>	<p>第11節 国際交流の推進</p>	<p>1 障がい者の国際交流の推進 2 地域に住む外国人との交流の促進等</p>

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 本県における障がい者の現状

#### (1) 身体障がい者の現状

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は58,040人で、等級別にみると、1・2級の手帳を持っている方が31,483人、3～6級の手帳を持っている方が26,557人と、1・2級の重度障がいのある方が半数以上を占めています。

年齢区別にみると、18歳未満が849人(1.5%)、18歳以上65歳未満が12,078人(20.8%)に対して、65歳以上の方が45,113人と全体の77.7%を占めています。住民基本台帳に基づく令和5年4月1日現在の本県の総人口1,320,198人のうち、65歳以上の人口は441,606人であり、高齢化率は33.45%(高齢者人口等統計表(令和5年度))であることから、身体障がい者において、高齢者の占める割合は非常に高くなっています。

また、障がい区別にみると、視覚障がいは5,739人、聴覚・平衡機能障がいは5,095人、音声・言語・そしゃく機能障がいは1,363人、肢体不自由は42,042人、内部障がいは21,288人となっています。(障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。)

#### 【身体障害者手帳実所持者数 等級別交付状況】

(各年度末現在、単位:人)

年度	30	元	2	3	4
1・2級	33,453	33,043	33,009	32,095	31,483
3～6級	28,032	27,691	27,474	26,942	26,557
計	61,485	60,734	60,483	59,037	58,040

#### 【身体障害者手帳実所持者数 年齢別交付状況】

(令和5年3月31日現在、単位:人)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	849	1.5%
18歳～65歳	12,078	20.8%
65歳以上	45,113	77.7%
計	58,040	100%

【身体障害者手帳所持者数 障がい別交付状況】

(各年度末現在、単位:人)

区 分	年度	30	元	2	3	4
視 覚 障 が い	1・2 級	3,393	3,351	3,318	3,216	3,225
	3～6 級	1,790	1,756	1,711	1,660	2,514
	計	5,183	5,107	5,029	4,876	5,739
聴覚又は平衡 機能障がい	1・2 級	1,587	1,557	1,529	1,482	1,445
	3～6 級	3,553	3,562	3,607	3,648	3,650
	計	5,140	5,119	5,136	5,130	5,095
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障がい	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
	計	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
肢 体 不 自 由	1・2 級	14,724	14,216	14,150	13,870	13,403
	3～6 級	30,493	29,750	29,244	27,664	28,639
	計	45,217	43,966	43,394	41,534	42,042
内 部 障 が い	1・2 級	14,010	14,047	14,319	14,014	13,812
	3～6 級	7,330	7,169	7,345	7,420	7,476
	計	21,340	21,216	21,664	21,434	21,288
合 計	1・2 級	33,714	33,171	33,316	32,582	31,885
	3～6 級	44,677	43,711	43,371	41,816	43,642
	計	78,391	76,882	76,687	74,398	75,527

※障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。

## (2)知的障がい者の現状

令和 5 年3月 31 日現在、本県が知的障がいのある方に対して交付している療育手帳の所持者数は 15,503 人で、年齢区分別にみると、18 歳未満が 3,159 人(20.4%)、18 歳以上が 12,344 人(79.6%)と、身体障がい者と比べると 18 歳未満の割合が非常に高くなっています。

また、区分別にみると、重度(A)の方が 5,868 人(37.9%)、重度以外(B)の方が 9,635 人(62.1%)となっており、特に重度以外(B)の療育手帳を所持する方が増加傾向にあります。

### 【療育手帳所持者数】

(各年度末現在、単位:人)

	年度	30	元	2	3	4
18 歳 未満	重度(A)	882	904	826	855	894
	重度以外(B)	2,246	2,283	2,297	2,435	2,265
	計	3,128	3,187	3,123	3,290	3,159
18 歳 以上	重度(A)	4,884	4,948	5,006	5,071	4,974
	重度以外(B)	6,377	6,674	6,949	7,028	7,370
	計	11,261	11,622	11,955	12,099	12,344
合計	重度(A)	5,766	5,852	5,832	5,926	5,868
	重度以外(B)	8,623	8,957	9,246	9,463	9,635
	計	14,389	14,809	15,078	15,389	15,503

### (3) 精神障がい者の現状

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は12,600人で、30年度比で1.3倍に増加しており、等級別にみると、1級が909人(7.2%)、2級が8,809人(69.9%)、3級が2,882人(22.9%)となっており、1級は微減、2級、3級は増加傾向にあります。

また、精神科医療機関の入院患者数は3,280人と減少していますが、通院患者数は26,860人(自立支援医療費(精神通院医療)受給者数のみ)と近年増加傾向にあります。

#### 【精神障害者保健福祉手帳所持者数と入院患者数及び通院患者数】

(各年度末現在、単位:人)

	年度	30	元	2	3	4
手帳所持者	1級	1,006	952	909	908	909
	2級	6,990	7,588	7,908	8,309	8,809
	3級	1,819	2,138	2,308	2,591	2,882
	計	9,815	10,678	11,125	11,808	12,600
精神科医療機関 入院患者数		3,637	3,559	3,388	3,298	3,280
精神科医療機関 通院患者数※		23,775	24,701	27,615	26,296	26,860

※精神科医療機関 通院患者数:自立支援医療費(精神通院医療)受給者数

### (4) 発達障がい者(児)の現状

平成17年に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、概念的に精神障がいに含まれるものとして「障害者自立支援法(現障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービス等の利用対象となっていました。平成22年の法改正により、発達障がい者(児)が同法及び「児童福祉法」における障がい者及び障がい児の範囲に含まれることが明確に規定されました。

また、発達障がい者(児)の人数は、複数の障がいを併せ持つことが多いことなどから把握することは困難ですが、令和4年12月に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は8.8%と推定され、「発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」とされています。

#### (5)重症心身障がい児(者)の現状

重症心身障がいとは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態をいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。(「児童福祉法」において、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」と定義されています。)

本県における重症心身障がい児(者)の人数把握はしていませんが、平成28年度に愛媛県重症心身障害児(者)を守る会が発行した「今治福祉圏域における在宅重症心身障がい児(者)等実態調査モデル事業報告書」では、県内で403人と推計されています。

#### (6)医療的ケア児の現状

医療的ケア児とは、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことをいいます。医療的ケア児の身体の状態は、歩行可能な状態から自らの意思で身体を動かすことが困難な状態と様々であり、重症心身障がい児も多くいるとされています。さらに、知的障がいの有無・程度においても多様なレベルが存在します。

厚生労働省の推計値では、全国の医療的ケア児(0～19歳)は、令和3年時点で20,180人とされています。また、本県では、令和元年度に医療機関や市町等を対象とした実態調査において、県内に約200人の医療的ケア児がいると把握しています。

#### (7)高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障害とは、病気や交通事故等により脳に損傷を受けたことが原因で、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に障害が生じた状態をいいます。

この障がいの特徴として、身体的な後遺症がない場合、外見から障がいがわかりにくく、障がいの内容や程度が様々であることがあげられます。また、身体障がいや精神障がいに分かれて判定されることもあるため、その人数や状態などの実態把握が

難しい状況です。

なお、本県における高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数は、平成30年度は5,232件でしたが、令和4年度は7,498件と年々増加傾向にあります。

#### (8) 難病及び小児慢性特定疾病患者の現状

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、難病及び小児慢性特定疾病にかかる医療費助成について、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置を講ずることとされ、平成26年度に「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」が施行、医療費助成制度が法制化され、難病は341疾病、小児慢性特定疾病は788疾病が医療費助成の対象(令和6年4月適用)となっています。なお、令和5年3月31日現在で、本県における特定医療費(指定難病)受給者証の交付者数は11,797人、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者数は1,124人となっています。

また、平成24年度に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、平成25年度から、障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。その後、サービスの対象となる疾病は随時拡大されており、369疾病が対象(令和6年4月適用)となっています。

## 2 前計画期間(R2～5年度)における国の障がい者施策の動向

年月	事項及び主な内容
令和2年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援等に関する措置など
令和2年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大など
令和2年6月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立 ・聴覚障害者等による電話利用の円滑化の主たる手段として、「電話リレーサービス」に関する制度の創設等に関する措置など
令和3年5月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ・事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化
令和3年6月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等を規定
令和3年8月	東京 2020 パラリンピック競技大会が開催
令和4年3月	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定 ・地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度の利用促進を図る
令和4年3月	北京 2022 パラリンピック冬季競技大会が開催
令和4年5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立 ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を規定

年月	事項及び主な内容
令和4年6月	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実など</li> </ul>
令和4年10月	<p>「障害者の権利に関する条約」第1回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、国連の障害者権利委員会が政策の改善点について勧告を発表</li> </ul>
令和4年12月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を規定</li> </ul>
令和5年3月	<p>「障害者基本計画(第5次)」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を規定</li> </ul>
令和5年3月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を規定</li> </ul>
令和5年5月	<p>「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」を告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を規定</li> </ul>
令和6年1月	<p>「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定</li> </ul>

## 第3章 分野別施策の具体的方策

### 第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下「愛媛県障がい者差別解消条例」という。)に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

#### 現状と課題

障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を支援しながら、障がいの有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らしていくためには、障がい者理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為をなくさなければなりません。

国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、「ユニバーサルデザイン行動計画」を平成29年に策定し、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を推進しているほか、令和6年4月から施行される「障害者差別解消法」の改正法では、これまで国や地方公共団体に義務付けられていた合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けされるなど、共生社会の実現に向けた各種施策が実施されています。

県においても、「障害者差別解消法」をより実効性のあるものにするるとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深めるため、県、市町及び県民等の責務を定めた「障がい者差別解消条例」を平成28年に制定し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めているほか、令和4年度からは、県民の障がい者理解の促進を図るため、「愛顔の『あいサポート運動』」を実施し、障がい者に対し必要な配慮や手助けを実践する「あいサポーター」の養成に取り組んでおり、今後も、障がい特性や障がい者に対する県民の更なる理解促進を図っていく必要があります。

また、平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」や、平成26年3月施行の「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」に基づく障がい者虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利を擁護する取組みを引き続き支援する必要があります。

## 具体的取組み

### ① 心のバリアフリーの推進

- ① 障がい者理解の促進のため、企業・団体、地域、学校等に対し、障がい特性や障がい者への支援方法を学ぶ「あいサポーター研修」を実施するなど、「愛顔の『あいサポート運動』」を推進します。
- ② 歩行が困難な身体障がい者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、パーキングパーミット制度(身体障がい者等用駐車場利用証制度)の普及に努め、歩行が困難な方々に配慮した共生社会づくりを推進します。
- ③ 外見では分かりにくい障がい者等の外出を支援するため、関係団体や民間事業者と連携して、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の普及啓発及びヘルプマークを利用する当事者の利便性向上に努めます。
- ④ 緊急時や災害時等に、障がい者が障がい特性に応じた支援を受けやすくするため、必要な支援や配慮を意思表示する「ヘルプカード(障がい者意思表示カード)」の普及啓発に努めます。

### ② 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がい者差別解消条例」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。
- ② 差別解消に係る事例共有や関係機関の連携等について協議を行う「障害者差別解消支援地域協議会」や、市町の特定相談に対して指導・助言等を行う「広域専門相談員」を活用し、差別解消に関する体制整備を推進します。
- ③ 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止等の措置(合理的配慮の提供義務)が規定された「改正障害者雇用促進法」(平成 28 年施行)に基づき、県内企業における障がい者と健常者との公正な機会及び待遇の確保を促進するとともに、障がい者の有する能力を有効に発揮できる職場づくりを支援します。
- ④ 「障害者差別解消法」の意義や趣旨、求められる取組み等について、県民全体の理解を深めるため、研修やイベントなどで普及啓発に努めるとともに、関係機関等との連携を図ります。

### ③ 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

#### (1) 障がい者(児)虐待の防止

- ① 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者

虐待防止・権利擁護セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組みます。

- ② 県障がい者権利擁護センターや市町の障がい者虐待防止センターにおける虐待に関する通報・相談対応スキルの向上を図り、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、虐待を受けた障がい者(児)及び養護者を支援します。
- ③ 県障がい者権利擁護関係機関連携会議や県障がい者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

## (2) 成年後見制度等の適切な利用

- ① 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。
- ② 市町の職員や相談支援専門員等を対象とした研修の内容に含めるほか、法人後見の利用を促進するなど、地域において成年後見制度が利用しやすい体制の整備に努めます。
- ③ 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助、情報提供及び日常生活における金銭管理等を行い、地域において自立した生活が送れるよう、支援します。

## (3) 行政機関における配慮等

- ① 県関係機関等における事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」等に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ハード・ソフト両面にわたり、必要な環境整備を進めます。
- ② 県や市町等の職員が障がい者に対する理解を深め、合理的配慮や障がい特性に応じた適切な対応ができるよう必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

## (4) 選挙等における配慮等

- ① 障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障がい特性に応じた情報提供に取り組みます。
- ② 障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、障がい者が投票しやすい環境づくりに努めます。

## 第2節 地域生活の支援体制の充実

障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい当事者の意見等も踏まえながら、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

### 現状と課題

障がい者及び障がい児の支援は、基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。

国の第2次障がい者基本計画(H15～24)や愛媛県障がい者計画(第3次)(H17～26)以降、障がい者の施設等から地域生活への移行が推進されてきましたが、今後さらに、障がい者が、地域社会の一員として、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営んでいくためには、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野におけるサービスが、一元的かつ計画的に提供されるとともに、サービスの量的・質的拡充を図っていくことが必要不可欠です。

このため、障がい者やその家族が、地域生活において必要な支援を適切に受けられるよう、意思決定支援の推進、相談支援体制の強化、地域移行支援や在宅サービス等の充実、共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や地域生活支援拠点等の整備促進、一般住宅等への入居支援、福祉用具の普及促進、サービスの質の向上など、障がい者を地域全体で支える仕組みづくりに引き続き取り組む必要があります。

また、障がいの早期発見及び適切な支援の提供が身近な地域で円滑に行われるよう、障がい児の成長の段階に応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障がい児の健やかな成長と生活を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

### 具体的取組み

#### 1 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの周知や相談支援従事者研修等を通じた普及に努めるなど、必要な支援等が行われることを推進します。また、言葉による意見の表明等ができない場合においても、表情等から本人の意思を読み取り、尊重することを推進します。

- ② 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。(再掲)

## 2 相談支援体制の強化

### (1) 相談支援体制の充実

- ① 障がい者が身近な地域で、自らの望む生活を営むうえで、気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けることができる体制を、市町や相談支援事業所等関係機関と連携して構築します。
- ② 適切なサービス等利用計画等を作成できる相談支援専門員を養成するため、法定研修の充実・強化を図るとともに、専門的知識を取得するための各種研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- ③ 地域の中核として活躍できる相談支援専門員を養成するとともに、市町等に相談支援に関するアドバイザーを派遣し、地域における相談支援体制の強化を図ります。
- ④ 相談支援の質の向上や地域における相談支援体制の強化を図るため、「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、市町(地域)、事業所等がそれぞれの役割を担い、連携して、日常的に地域で人材育成ができる相談支援体制の整備に取り組みます。
- ⑤ 地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者への総合的な相談支援の実施や、相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成等を行う基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ⑥ 障がい者同士が行う助け合いとして有効かつ貴重な手段とされるピアカウンセリングの担い手である身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障がい者ピアサポーターの資質の向上等により、相談体制の充実を図ります。また、視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の相談・指導に当たる専門相談員についても、その活用を推進します。
- ⑦ 保健所や難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。
- ⑧ 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において支援手法等に関する研修を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。
- ⑨ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわた

る総合的な相談支援体制の構築に努めます。

- ⑩ 中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合し設置した県福祉総合支援センターにおいて、各種相談に対する一体的な対応の強化を図るとともに、一元的な相談支援体制の充実に努めます。

## (2) 自立支援協議会の機能強化及び活性化

- ① 障がい者等への支援体制における方向性について話し合い、市町自立支援協議会等に対する助言を行う機関として、県障がい者自立支援協議会の体制の充実に図ります。
- ② 県障がい者自立支援協議会の専門部会において、専門的な調査や検討を行い、支援方策等を提案・報告することで、県及び市町自立支援協議会等の機能強化及び活性化を図ります。
- ③ 市町自立支援協議会等の圏域単位、地域単位での連携を強化し、情報を各協議会等で共有するとともに、県障がい者自立支援協議会を含めた課題解決の仕組みの確立を図ります。

## ③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービス、短期入所や生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスや就労継続支援等の訓練系・就労系サービス等の障害福祉サービス等の充実に努めます。
- ② 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が地域の実情に応じ実施する相談支援、成年後見制度利用支援、移動支援等の地域生活支援事業の拡充を支援します。
- ③ 障がい者がそのニーズに応じ、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知に努めるとともに、多様なサービスを提供できるよう、市町や関係機関等と連携し、広く情報提供を行うことなどにより事業者の参入を促進します。
- ④ 障害者支援施設は、障がい者の重度化・高齢化に対応する専門的なケアを担うとともに、入所者の地域での自立生活に向けた訓練やグループホーム、公的賃貸住宅、一般住宅への入居支援等に取り組み、施設から地域生活への移行を推進します。
- ⑤ 精神障がい者とその家族が、地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な長期に入院する精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援

し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。

- ⑥ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町又は圏域単位による地域生活支援拠点等の整備促進や必要な機能の強化・充実を支援します。
- ⑦ 医療的ケアを含め、常時介護を必要とする障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の充実やグループホーム等の施設整備の促進を図ります。

#### 4 障がい児に対する支援の充実

##### (1) 障がい児への支援

- ① 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けられる体制の整備を進めます。
- ② 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の拡充を図り、在宅の障がい児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられる体制づくりを進めます。
- ③ 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- ④ 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。
- ⑤ 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、県立子ども療育センター等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けられる環境の整備を進めます。
- ⑥ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。（再掲）
- ⑦ 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療育機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の充実や必要な施設の整備を支援します。

## (2) 発達障がい児への支援

- ① 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において、早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、すべての市町に設置した相談窓口のネットワーク化やより一層の強化により、発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の充実を図るとともに、地域の関係機関による支援体制を構築します。
- ② 県発達障がい者支援センター(あいゆう)では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援を行うなど、市町担当者のバックアップや資質向上を支援し、重層的な支援体制の整備を図ります。

## (3) 医療的ケア児への支援

- ① 地域において医療的ケア児に対する包括的な支援が提供できるよう、医療、福祉、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ② 医療的ケア児支援法に基づき、令和4年に県立子ども療育センター内へ設置した「県医療的ケア児支援センター」を中心に、医療的ケア児及びその家族等への相談支援体制の充実強化を図ります。
- ③ 事業所や学校等において医療的ケア児の支援に直接携わる「医療的ケア児等支援者」や、地域における支援の総合調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成に取り組みます。
- ④ 保育所等における医療的ケア児への保育の提供に資するため、対応を行う看護師等の職員の配置及び知識・技能の習得に向けた研修受講等を支援し、医療的ケア児の受入体制の整備を図ります。
- ⑤ 特別支援学校及び小中学校等に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切な看護師の配置や、看護職員等研修による専門性の向上を図るほか、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。

## 5 福祉用具の普及促進と利用支援

- ① 良質(ユニバーサルデザイン化等)で安価な福祉用具等に関する情報の提供や相談窓口の整備を促進するとともに、研修等を通じて、福祉用具に関する相談等を行う職員の資質向上を図ります。
- ② 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。
- ③ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成・給付するとともに、補助犬

に対する認知度を向上させることにより、補助犬を使用する身体障がい者の社会参加の促進を図ります。

## 6 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。
- ② 障害福祉サービス事業者等に対する第三者評価の実施や障害福祉サービス等情報公表制度により、事業者が提供するサービスや従事者の資質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービスに関する苦情に対応するため、県社会福祉協議会が設けている県福祉サービス運営適正化委員会の積極的な周知を図り、円滑なサービス利用を支援します。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。
- ⑤ 介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進します。
- ⑥ 事業所等の感染症への対応力強化のため、業務継続計画(BCP)の作成のほか、研修や訓練の実施を促すとともに、感染者が発生した事業所等が安定的にサービス提供を継続できるよう支援します。

## 第3節 福祉を支えるひとづくり

障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化等により、障害福祉サービスに対するニーズも多様化しています。こうしたニーズに対応するため、保健・医療・福祉各分野における福祉人材の養成、確保に努めます。

### 現状と課題

人口の高齢化、核家族化等の進行によって、従来、家庭や地域社会が担ってきた介護機能は著しく低下しています。また、障がい者、高齢者の増加や在宅・通所の増加傾向に伴い、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加していることに加え、障がいの重度化・重複化及び生活様式、意識の変化による各種ニーズの高度化、多様化が進んでいます。

このようなニーズに適切に対応し、障がい者が住み慣れた地域で、進んで社会に参加しながら、生き生きと自立した生活が送れるようにするためには、福祉をはじめとする保健、医療等各種のサービスを提供する様々な専門的知識や技術を有した人々の支えや、ボランティア、NPO法人などを中心とした地域住民の幅広い支えが不可欠であり、さらには、身近な地域で相談支援等を行う相談支援専門員や障害福祉サービスの提供に係る管理を行うサービス管理責任者等の確保も重要です。

このため、保健、医療、福祉等各方面における質の高い人材・人的資源の養成・確保は、今後も重要な課題であり、特に、障がい者の地域生活を支えるためには、これらの知識や技術を有した人々による連携が強く求められることから、確かな専門性ととともに、障がいそのものに対してより深い理解を有した多様な人材の養成・確保及び資質の維持・向上が必要になってきています。

### 具体的取組み

#### 1 専門職員の養成・確保

- ① 県福祉人材センター等を中心として、福祉・介護に関する仕事の魅力発信や有資格者の掘り起こし、職場の垣根を越えたネットワークづくりなどに取り組み、人材の確保・定着に努めます。
- ② 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士など、専門資格の取得を促進します。
- ③ 看護師等の養成施設の充実を図るとともに、看護教員や実習施設の確保に努め、教育内容の充実を促進します。
- ④ 県福祉総合支援センター、県心と体の健康センター及び保健所等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等

のリハビリテーション等に従事する者や居宅介護等従事者等の質的・量的な充実を図ります。

- ⑥ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員(ボランティア)、発声訓練指導員などの専門的な人材養成に努めます。
- ⑦ 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施するとともに、特に、障がい児については、医療的ケア児等支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修を行うほか、発達障がい児(者)の家族支援を行うペアレントメンターの養成に取り組みます。
- ⑧ ピアサポート・ピアカウンセリング等の障がい者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の充実を図るとともに、ピアサポーターの育成に努めます。
- ⑨ 社会福祉施設の施設、設備等の改善や業務の省力化など社会福祉事業従事者の働きやすい職場環境の整備を進めます。

## 2 研修体制の充実

- ① 強度行動障がいや精神障がい、高次脳機能障害等の障がいの特性に応じた研修を実施し、従事する職員の資質の向上を図ります。
- ② 県在宅介護研修センターの活用を図り、在宅介護の知識と技術の普及に努めます。
- ③ 介護に関する知識や技術を普及させるため、介護を担う家族等が気軽に参加できるように配慮するなど多種・多様な研修の場づくりに努めます。

## 3 ボランティア情報の提供

- ① ボランティア情報の提供サイトである愛媛ボランティアネットを活用し、県民やボランティア団体、NPO法人等の活動推進団体等に対して情報提供を行います。

## 第4節 保健・医療対策の充実

保健・医療対策は、障がいのある人もない人も全ての県民が健康で安心して暮らし、健やかで心豊かな人生を送るための重要な要素です。このため、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実を図ります。

### 現状と課題

健康であることは、県民全ての願いであり、豊かで生き生きと生活するための基本です。

県においては、県民健康づくり計画に基づき、県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりを実践できるよう取組みを進めるとともに、全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開しています。

また、近年、社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、うつ病等の精神疾患患者が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは重要性を増しています。

このような中、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実を図る必要があります。

### 具体的取組み

#### 1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

- ① 両親学級、育児学級の充実を図り、障がいの発生の予防についての知識の普及に努めます。
- ② 子どもが健やかに生まれる環境づくりのために、生涯を通じた女性の健康支援や市町が実施する妊婦健康診査を充実させるとともに、県立中央病院総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療体制の維持・強化を図ります。
- ③ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により障がいの発生を予防するため、新生児を対象にマススクリーニング検査を実施します。
- ④ 難聴児への早期支援を促進するため、新生児に対する聴覚検査を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育分野の連携強化に取り組めます。
- ⑤ 運動機能障がいや知的障がい、発達障がい等のある子どもについて、早期からの適切な支援を行うために、市町が実施する各種乳幼児健診や医療機関での個別

健診等の活用を通して、行政と医療機関との連携による障がい児等のフォローアップ体制の充実を図ります。

- ⑥ 母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の充実と、相互の連携を図ります。
- ⑦ 健康的な生活スタイルの確立を目指して、各種団体等で構成する県民健康づくり運動推進会議を中心に、障がい者はもとより県民全ての健康づくりを総合的に推進します。
- ⑧ 県内市町の保健活動の場となる市町保健センターの充実を図ります。
- ⑨ 高齢化等を原因とする障がい発生を防止するため、高齢者が要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防、または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行う介護予防事業の取組みを推進し、高齢者の自立支援に努めます。

## 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

- ① 治療やリハビリテーションにより軽減が期待できる障がいについては、適切な医療を提供するとともに、医療機関、施設、自宅等のそれぞれの段階におけるリハビリテーション情報を把握しながら適切なリハビリテーションを受けられることができる体制の構築を図ります。
- ② 「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)に必要な支援を行うとともに、医学的相談体制の整備など、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ③ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障がい及び高次脳機能障害など、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等まで切れ目のない医学的リハビリテーションの確保に努めます。
- ④ 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、各種行政サービス等を含めた情報を集約し、障がい者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。
- ⑤ 重度心身障がい者(児)に対し、市町と連携し、医療費を助成するとともに、国に対しては、全国一律の助成制度の創設を要望します。
- ⑥ 心身障がい者(児)の歯科疾患の予防、口腔の健康の保持増進を図るため、県口腔保健センターや巡回検診車による診療や歯科保健指導等を行い、より多くの障がい者が安心して歯科医療を受けられることができる環境を整えます。

## 3 精神保健・医療施策の充実

### (1) 精神保健福祉及び医療の提供等

- ① 県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問等を実施

するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に取り組みます。

- ② 県民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、保健所及び市町が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、県心と体の健康センターにおいて積極的な技術指導及び技術支援に取り組みます。
- ③ 入院患者の人権に配慮した適切な精神医療を確保するため、精神医療審査会等においての定期的な入院審査や精神科病院の实地指導の充実強化に努めます。
- ④ 病状悪化による緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等が迅速で適切な医療を受けることができるよう、県内における24時間365日の精神科救急医療体制の構築に向けた調整を進めます。また、二次救急医療機関との連携を図ることにより、身体疾患等を併発した患者に対する医療体制の充実を図ります。
- ⑤ 認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制の構築、医療や介護等の連携強化や専門職への教育等を行う認知症疾患医療センターにおける取組みを強化するとともに、地域包括支援センター等相談窓口の周知やコールセンターの設置など、誰もが気軽に相談できる体制を整備し、認知症の人やその家族への支援の充実を図ります。
- ⑥ 増加する児童・思春期患者の心のケアを行うため、県立子ども療育センターに県内初となる児童・思春期病棟を整備し、入院治療及び外来診察を行うなど、心に不安を抱える患者に対する専門的な医療提供体制の充実に取り組みます。

## (2) 精神障がい者の早期退院及び地域移行の推進

- ① 精神障がい者とその家族が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な長期に入院する精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。(再掲)
- ② 高齢の精神障がい者が地域生活へ移行又は地域生活を維持、継続するため、介護給付対象サービス等を必要に応じて提供するための市町の取組みを支援します。

## 4 難病等に関する施策の充実

- ① 保健所や県難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。(再

掲)

- ② 難病及び小児慢性特定疾病患者の医療費の自己負担を軽減するため、医療費等の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。(再掲)

## **5 高次脳機能障害に関する施策の充実**

- ① 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において相談対応をはじめ、支援手法等に関する研修や連携会議、家族支援、普及啓発を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。
- ② 高次脳機能障害について、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等までの一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

## 第5節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域社会の中で、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、公共的施設や住宅の整備・改善、移動・交通対策の推進、人にやさしいまちづくりの意識啓発等を図り、誰もが住みやすい生活環境の整備に努めます。

### 現状と課題

障がいのある人もない人も、地域社会の一員として、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、誰もが住みやすい生活環境が整備されなければなりません。

国においては、総合的なバリアフリー化を推進するため、これまでの「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年制定)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年制定)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が平成18年に制定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした平成30年の法改正では、「ユニバーサルデザイン行動計画2020」に基づいた、「ユニバーサルデザインの街づくり」及び「心のバリアフリー」に関する取組みが進められました。

また、令和2年にはバリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、鉄・軌道駅でのバリアフリー化整備目標の対象施設が拡大されたほか、令和3年に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」では、令和7年度末を目標に車両や旅客施設のバリアフリー化に係る数値指標が明記されるなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化が推進されています。

県においても、平成8年に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりに関する意識啓発と諸施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる施設の整備促進に努めているところです。

日常生活や社会生活を営むうえで制約となっている社会的障壁の除去と、ユニバーサルデザインの観点に立った、生活環境面における各種の改善は、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために不可欠であり、共生社会の実現のため、より一層の改善を図ることが必要です。

### 具体的取組み

#### ① 公共的施設と住宅の整備・改善

- ① 県や市町が設置・管理する官公庁施設、交通施設その他の公共施設については、バリアフリー化に努め、障がい者が円滑に利用できるよう必要な配慮をします。
- ② 民間の事業者が設置・管理する公共的施設については、障がい者の利用の便宜

を図る適切な配慮がなされるよう、関係機関が必要な助言・指導を行いつつ、民間事業者の自発的な行動を尊重し、促しながら、その整備・改善を進めます。

- ③ 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進し、日常生活上の便宜を図るため、市町を通じた日常生活用具の給付又は貸与や用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ④ 「愛媛県県営住宅長寿命化計画」及び「愛媛県地域住宅計画」に基づき、既存の県営住宅の計画的なバリアフリー改修事業を行うことにより、高齢者及び障がい者の居住の円滑化を図ります。
- ⑤ 一般住宅について、高齢者や障がい者に配慮した住宅構造・設備とするため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示:令和4年改正)の普及啓発を行います。特に、公営住宅については、その先導的役割が担えるよう安全性、利便性に配慮したモデル的な整備を行います。
- ⑥ 障がい者等の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき設立した県居住支援協議会において、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。
- ⑦ 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら地域で自立した生活を送ることができるグループホームや公営住宅等の公的賃貸住宅の整備及びバリアフリー化を促進します。
- ⑧ グループホームで生活する障がい者が安心して生活できるよう、「建築基準法」や「消防法」等の基準に適合した防火安全体制の強化を図ります。

## 2 移動・交通対策の推進

### (1) 公共交通機関の整備促進

- ① 国と連携して、旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)におけるエレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等の整備に加え、施設職員による介助の充実など障がい対応サービスの向上によるハード・ソフト一体的な取組みを推進します。
- ② 車両等(鉄軌道車両、乗合バス、船舶及び航空機)については、「バリアフリー新法」等を踏まえて、低床式路面電車(LRT)や低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車内の車椅子スペースの確保等を推進します。
- ③ 公共交通機関の旅客施設及び車内において、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示等情報案内システムの整備等、障がい特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。

## (2) 道路、信号機等の整備促進

- ① 道路の整備に当たっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、無電柱化等の推進、視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障がい者等にやさしい通行空間の確保に努めます。
- ② 障がい者等の安全かつ円滑な通行を確保するため、信号灯器のLED化、音響式信号機や経過時間表示機能付き歩行者用灯器などのバリアフリー対応型信号機を整備するとともに、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

## (3) 移動支援対策の充実

- ① リフト付きバスの運行、障がい者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣、タンDEM自転車等の活用・普及など、多様な移動対策の充実を図ります。
- ② 公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等について、その制度拡大(特に精神障がい者)が図られるよう、関係機関への働きかけを継続強化します。

## (4) 事故防止対策の推進

- ① 障がい者(児)の交通事故を未然に防止するため、障がい者(児)の学習機会の増加や交通事故防止の啓発に努めます。
- ② 交通事故のない安全で快適な地域づくりを進め、交通事故による障がいの発生を防ぐため、交通安全県民運動等を積極的に推進します。

## 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発

- ① 人にやさしいまちづくりを推進するため、「バリアフリー新法」と「人にやさしいまちづくり条例」の理念の普及・啓発について積極的に取り組むとともに、子どもから大人まで、広く県民意識の高揚に努めます。
- ② 歩行が困難な身体障がい者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、パーキングパーミット制度(身体障がい者等用駐車場利用証制度)の普及に努め、歩行が困難な方々に配慮した共生社会づくりを推進します。(再掲)

## 第6節 防災・防犯対策の推進

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進及び消費者被害からの保護等を図るため、災害時の障がい者支援体制の整備や防犯に対する意識啓発、悪質商法などによる被害防止に努めます。

### 現状と課題

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、南予地域を中心に県下各地で、土砂災害や河川の氾濫等による甚大な被害が発生し、人的被害は死者33名(直接死27名、関連死6名)及び重傷者35名、住家被害は全壊627棟、半壊3,118棟、一部破損149棟、床上・床下浸水を加えると6,663棟にのぼり、最大で12市町、31,068戸が断水しました。

近年では、日本各地で、ゲリラ豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生し、甚大な被害に見舞われているほか、本県では、南海トラフを発生源とする大地震(南海トラフ地震)が、今後高い確率で発生することが予想されており、高齢者や障がい者等の「要配慮者」や、これらの方のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の安全を確保することが重要な課題となっています。

このため、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握・共有するとともに、自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市町等の公的機関がこれらを補完し行う「公助」を基本としながら各関係機関が連携し、様々な災害に備える必要があります。

また、障がい者が犯罪や悪質商法による消費者被害等に巻き込まれないために、障がい者の防犯及び消費者トラブルに対する意識の高揚を図るとともに、防犯対策や消費者被害の未然防止に向けた仕組みづくりが大切です。

### 具体的取組み

#### 1 防災対策の推進

- ① 「愛媛県地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編)」に基づき、障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、市町の地域防災計画の作成や防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合において、市町や関係団体と連携して、障がい者に対して迅速かつ適切に必要な情報を伝達できる体制の整備

に取り組みます。

- ③ 高齢者や障がい者が災害や異変、事故等に見舞われた際の、関係機関への緊急通報システムの整備を促進するとともに、市町と連携して、障がいの特性に配慮した防災機器等や聴覚障がい者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器等必要な日常生活用具の普及を図ります。
- ④ 災害時に支援が必要な障がい者(避難行動要支援者)について、情報収集や避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、障がいの特性に応じた個別の避難支援計画の策定など、市町における体制整備を支援します。
- ⑤ 災害時に、障がい者が避難所において、必要な物資の確保を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町と連携して、避難所運営マニュアル等の整備や、手話や要約筆記等による意思疎通支援者の養成・派遣、「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。
- ⑥ 福祉避難所の機能強化・整備促進に取り組む市町に対する支援を行うとともに、関係団体で構成する県災害時福祉支援地域連携協議会において、災害時の福祉支援に関する課題や、福祉避難所等の人材確保、運営方法等について検討・協議を行い、総合的な災害時の福祉支援体制の整備・構築に努めます。
- ⑦ 災害発生時及び発生後の福祉・医療サービスの提供について、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ⑧ 自力避難の困難な障がい者等が利用する福祉施設等が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、重点的に土砂災害対策に取り組みます。
- ⑨ 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市町と連携して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援します。
- ⑩ 障害福祉サービス事業所等における防災計画や業務継続計画(BCP)の作成、避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。
- ⑪ 障がいの有無にかかわらず、一人でも多くの県民が「自らの命を守る」行動をためらうことなく行えるよう、パンフレットやDVD等の作成、防災意識啓発講演会や研修会、県民総ぐるみの防災訓練等の実施により、防災意識の向上に努めます。

## 2 防犯対策の推進

- ① 平成25年に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域住民、事業所、関係機関・団体、自治体等と協働して、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の抑止のための生活環境整備に取り組

みます。

- ② 事件・事故時のファックス、メール、携帯電話等による緊急通報について、利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。
- ③ 犯罪や非行をした者等の立ち直りや再犯の防止に向け、社会復帰を困難としている問題の解消を図るため、地域において必要な支援や情報の共有を図る体制の構築等に取り組みます。
- ④ 平成28年7月に神奈川県で発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組みを促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。

### ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者の消費者トラブルや被害からの救済に関して必要な情報を提供し、県消費生活センターや市町の相談窓口を広く周知することにより、障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ② 市町への見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携・協働により、障がい者の消費者トラブル被害の未然防止及び拡大防止に努めます。
- ③ 県消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費者相談の受付など、個々の障がい者の特性に配慮した消費生活相談に努めます。
- ④ 「愛媛県消費者基本計画」を踏まえ、障がい者及び支援者を対象に、出前講座の実施や各種消費者関連行事や研修への参加を促すとともに、見守りネットワークを活用した訪問支援を強化・拡充することで、消費者教育を推進します。

## 第7節 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。また、「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、県内の公立図書館等をはじめ、関係機関と密接に連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めます。

### 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、自分に必要かつ正確な情報を取得・利用することや、自分の意思を示し、他者とコミュニケーションをとることは、日常生活や社会生活を送るうえで必要不可欠なことです。

「障害者基本法」第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図られること」と規定されています。

このような中、視覚障がい者等の読書環境を整備促進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう、「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたほか、障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を健常者と同様に得られるよう、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に施行されました。

このため、県では、障がい者のICT機器の利用機会拡大や活用能力の向上を図るため、「県障がい者ICTサポートセンター」を令和4年7月に開設し、相談支援や最新ICT機器の展示、利用体験会の開催など、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んでいますが、引き続き、障がい者が必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう、より一層情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

さらに、全ての県民が等しく読書に親しみ、読書を通じて豊かな人生を送ることができるよう、読書環境をサポートする人材の確保や読書提供サービスの充実、公立図書館等や点字図書館の利用に関する普及啓発など、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めていく必要があります。

## 具体的取組み

### 1 行政情報のアクセシビリティの向上

- ① 行政情報の提供等に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や、文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、わかりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性に応じた対応に努めます。
- ② 「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、誰もが利用しやすいホームページの作成及び運営に努めます。
- ③ 障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障がい特性に応じた情報提供に取り組みます。(再掲)

### 2 意思疎通支援の充実

- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、視覚障がい者向け代筆・代読支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員(ボランティア)等の養成及び資質向上に努めるとともに、各種大会や障がい者の日常生活の場面等への派遣を支援し、意思疎通支援の確保・充実を図ります。
- ② 障がい者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、情報やコミュニケーションに関する情報機器の活用方法等の生活訓練を行います。
- ③ 視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、県視聴覚福祉センターにおいて、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行います。
- ④ 障がい者のICT機器の利用機会拡大や活用能力の向上を図るため、県障がい者ICTサポートセンターにおいて、相談支援や最新ICT機器の展示など総合的なサポート機能の更なる充実を図るとともに、中間支援者養成研修会の開催等に積極的に取り組みます。
- ⑤ 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。(再掲)

### 3 読書バリアフリーの推進

#### (1) 読書環境をサポートする人材の確保や養成

- ① 視覚障がい者等が利用しやすい書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)を制作する点訳奉仕員や音訳奉仕員の確保に取り組むとともに、技術向上に向け

た研修等を行います。

- ② アクセシブルな書籍等の製作人材の確保のため、点訳奉仕員や音訳奉仕員の日頃の活動等を広く周知することにより、特に若い世代が製作に興味や関心を抱くきっかけづくりに取り組みます。
- ③ 読書活動をサポートする読み聞かせボランティア等の人材の確保や養成に積極的に取り組むなど、障がい等のある方の読書活動に関する人材の掘り起こしに努めます。
- ④ 公立図書館等や学校図書館において、様々な障がいの特性や障がい者サービスへの理解促進に取り組むとともに、読書支援機器の使用方法等の研鑽に努め、職員の資質向上を図ります。

## (2) 障がい等のある方が利用しやすい書籍等の充実

- ① 障がいの特性やニーズに応じて、点字図書や音訳図書、LLブック(やさしく読みやすい本)、大活字本、デイジー図書(デジタル録音図書)等の収集や製作を行うとともに、製作した資料データをサピエ図書館と共有するなど、アクセシブルな書籍等の更なる充実を図ります。
- ② 各図書館が協力し、県内にある資料を広く利用できるよう、アクセシブルな書籍等の相互貸借を引き続き行います。

## (3) 読書環境の整備

- ① 県立図書館において、引き続き施設のバリアフリー化に努めるとともに、障がいの特性やニーズに応じたアクセシブルな書籍等のコーナーの設置のほか、拡大読書器等の読書支援機器の整備拡充に努めます。
- ② 県視聴覚福祉センターを中心に、アクセシブルな書籍等の郵送サービスの充実に努めます。
- ③ 県内の公立図書館等におけるサピエ図書館(全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネットによる視覚障害者情報総合ネットワーク)の活用を推進するため、様々な機会を通じて情報提供を行っていきます。
- ④ 学校図書館を活用した読書支援を充実させるため、学級担任や通級による指導担当者、特別支援教育コーディネーター等の教職員間の連携強化や障がいのある児童生徒が図書館の利用に関して学ぶ機会を設けることの重要性等について、周知・啓発を図ります。

## (4) ICT機器の習得支援及び情報の入手支援

- ① 県障がい者ICTサポートセンターを中核として、各関係機関が連携を図り、相談

対応や訪問支援を重ねながら、拡大読書器や文字読上げ装置などのICT機器のほか、各種アプリの体験利用や習得支援を積極的に行うことにより、視覚障がい者等に対して、多様な読書手段の周知に取り組みます。

- ② ICT機器を活用して、視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境の充実を図り、各図書館がインターネット等で提供しているサービスや案内を周知することで、更なる図書館の利用を促進します。

#### **(5) 図書館の情報発信や関係機関の連携体制の構築**

- ① 県内の公立図書館等や点字図書館は、障がい者本人のみならず、その家族や支援者の方々に向けて、あらゆる機会を通じて、図書館で実施している様々なサービスの内容や利用方法等を発信するとともに、ウェブアクセシビリティ規格に配慮のうえ、運営するホームページ等の更なる改善に取り組みます。
- ② 各図書館や関係団体等がより一層連携して、読書活動を支援することにより、個々の障がい特性に応じた読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ③ 「愛媛県子ども読書活動推進計画」との整合性を図りながら、連携した取組みを実施することで、読書バリアフリーの推進を図ります。

## 第8節 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り共に学びながら、それぞれの年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、一人ひとりを見つめる特別支援教育の一層の充実を図ります。

### 現状と課題

我が国では、「障害者権利条約」を平成26年に締結しましたが、それに先立ち、平成23年に「障害者基本法」を改正し、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことを目的としたうえで、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みを進めることとしています。

この実現のためには、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う、自立と社会参加に向けた特別支援教育の一層の推進が必要となっています。

本県では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の在籍者、通級による指導を受けている児童生徒数は依然として増加しており、障がいの重度化・重複化、多様化が進む傾向にあります。また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通う学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム(ASD)といった発達障がいのある児童生徒への対応が、学校現場の課題として顕在化するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に、きめ細かな教育が提供できる体制づくりが求められています。

そこで、これまで県では、県立特別支援学校の教育環境の整備や教育内容の質の向上を図るとともに、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校全てにおいて、特別支援教育校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等による校内支援体制の整備を図るほか、教職員の資質向上、家庭や地域、関係機関との連携協力体制の構築等に取り組んできました。

今後とも、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実を図っていきます。

### 具体的取組み

#### ① インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実

##### (1) 学校や家庭、関係機関が連携した早期からの支援体制の構築

- ① 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった

早期からの支援体制の整備に取り組みます。(再掲)

- ② 外部人材を活用した教職員研修の実施や関係機関との連携協力により、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育地域リーダー派遣の充実を図り、小・中学校等への支援の拡充に取り組みます。

## (2) 一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校及び高等学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」それぞれの充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮については、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図ったうえで、体制面、財政面等を勘案して、提供することに努めます。
- ③ 「えひめ特別支援パッケージ」(個別の教育支援計画や個別の指導計画等作成支援ツール)の利用を促進し、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図るとともに、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関との連携の下、幼児期から学校卒業後まで切れ目ない支援の体制構築を行います。

## (3) 自立と社会参加を促進するキャリア教育の推進

- ① 企業や労働・福祉等関係機関と連携し、障がいの状態や発達の段階に応じたキャリア教育に早期の段階から卒業まで一貫して取り組み、希望する進路の実現につなげます。
- ② 県内企業等と連携して、雇用情勢や企業のニーズを踏まえた「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」を実施し、特別支援学校高等部卒業生の職業的自立を促進します。

## (4) 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進

- ① 障がいのある子どもに対する早期からの教育相談・支援や専門家からの意見聴取を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学先を決定する体制づくりに取り組みます。また、適切な「学びの場」の選択に関する情報等の周知に努めます。
- ② 「心のバリアフリー」の実現に向け、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が行う交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民と活動を共にする機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ります。

## 2 教育環境の整備・充実

### (1) 学校環境の整備・充実

- ① 知的障がいのある児童生徒を対象とする松山城北特別支援学校(仮称)を松山市に開設するほか、在籍幼児児童生徒数の増減や障がいの状態に柔軟に対応できるよう特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒の教育機会の確保やコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書をはじめとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術(ICT)の活用も含め、一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズに応じた支援機器の活用を推進します。
- ③ 特別支援学校及び小中学校等に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切な看護師の配置や、看護職員等研修による専門性の向上を図るほか、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。(再掲)

### (2) 特別支援教育に関する教職員の資質向上

- ① 管理職や特別支援教育に関わる教員に対して、体系的な研修を実施するほか、大学院等への教員派遣や特別支援教育に特化した教員免許状取得推進を図ることで、特別支援教育に関する専門性と指導力向上に努めます。
- ② 全ての教職員が特別支援教育に関して、一定レベルの知識・技能を習得できるよう研修内容の充実を図ります。

## 第9節 雇用・就業、経済的自立の支援

雇用・就業対策は、障がい者の地域生活を支える重要な柱の一つであり、働く意欲のある障がい者の雇用や就業を促進するため、能力、適性に応じた雇用・就業機会の拡大、職業能力開発等について、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携により支援を行います。

### 現状と課題

障がい者が、地域において自立して生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、その前提として、障がい者がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことにより社会参加できる環境を整備するなど、関係機関の連携による一体的・総合的な支援が求められています。

このため、障がい者の雇用、職場定着等に向けた労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携・支援体制を構築したうえで、企業における障がい者雇用への理解と取組みの促進、障がい者の職業能力開発の推進、労働条件や人権に配慮したうえでの障がい者の能力や特性等に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保等に取り組む必要があります。

また、企業などでの一般就労が困難な障がい者にとっては、障害福祉サービスとして提供される就労継続支援事業所での就労などの福祉的就労は、働く実感や喜びなど生きがいを得る場として重要な役割を果たしていることに加え、一定の収入を確保することで自立した生活を送ることができることから、工賃の引き上げに向けた取組みが必要です。

県内企業における障がい者就職件数は年々増加しており、障害者雇用率は令和5年6月時点で2.51%と過去最高を記録し、法定雇用率を達成しましたが、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的な引上げが予定されていることから、今後も引き続き、障がい者雇用の促進に取り組む必要があります。

なお、県においては、障がい者雇用の拡大に向けた各種取組みを積極的に進めており、法定雇用率は達成していますが、公的機関は民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、引き続き、障がい者の雇用拡大と職場定着のための体制整備に努める必要があります。

### 具体的取組み

#### 1 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい

者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

- ② 愛媛労働局や愛媛障害者職業センターが実施する障害者トライアル雇用やジョブコーチ(職場適応援助者)等の制度を周知するとともに、障がい者と企業のマッチングや障がい者雇用企業への見学会、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進や障がい者の就労を支援します。
- ③ 産業技術専門学校では、コーチ、コーディネーター、求人開拓員、精神保健福祉士等の専門スタッフを配置し、障がい者が住む身近な地域で企業、民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等に委託して多様な職業訓練を実施することで、障がい者の職業能力の開発・向上を図ります。
- ④ 一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等において、障がい者雇用に積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等を推進します。
- ⑤ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、市町や関係機関と連携して、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ⑥ 障がい者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援により、市町や関係機関と連携しながら、本人の就労先・働き方についてのより良い選択を推進します。
- ⑦ 特別支援学校卒業生の企業への就労を進めるため、労働機関、福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人ひとりの将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後までを通じた適切な支援を行います。

## 2 経済的自立の支援

- ① 障害年金等の受給資格を有する障がい者が、制度の不知・無理解により年金等を受け取ることができないことがないように制度の周知に努めます。
- ② 心身障害者扶養共済制度(条例に基づいて心身障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する制度)の広報・啓発を行うことにより、加入を促進し、制度の維持・活用を図ります。
- ③ 県が所有・管理する施設の利用等に当たり、障がい者にとっての必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。
- ④ 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。

### 3 障がい者雇用の促進

- ① 障がい者の雇用促進を効果的に行うため、障がい者の職業生活全般にわたり労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関が連携を図りながら施策を推進します。
- ② 障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障がい者を積極的に雇用する企業に対する顕彰制度のほか、障がい者を雇用する義務のある企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた取組みを推進するよう働きかけ、併せて、各種助成金や支援措置の周知及び障がい者雇用に関するノウハウの提供等を行います。
- ③ 障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業の開拓、企業への障がい者雇用に対する理解促進を図り、障がい者と企業とのマッチングを支援します。
- ④ 県の物品調達等において障がい者を雇用する企業に対する優遇措置を実施し、県内企業の障がい者雇用の促進します。
- ⑤ 精神障がい者について、関係機関と連携のうえ、企業に対して精神障がいに関する理解の促進を図るとともに、雇用の促進や職場定着等、雇用の安定について周知・啓発を行います。
- ⑥ 県の機関においては、民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、法定雇用率の段階的な引上げに対しても計画的な採用を継続するとともに、障がいのある職員が安心して働き、活躍しやすい職場づくりに向けた取組みを進めることで、障がい者雇用の積極的な推進と職場定着のための体制整備に努めます。
- ⑦ 県では、常時勤務による就労に不安がある障がい者を最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する「えひめチャレンジオフィス」を通じて、民間企業等への就労(ステップアップ)を支援します。

### 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化について、ハローワーク等関係機関と連携して取り組むとともに、採用後に障がいを有することとなった方についても、円滑な職場復帰及び定着等、雇用の安定について支援します。
- ② 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術(ICT)を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。
- ③ 難病患者の雇用の促進のため、難病相談支援センターやハローワーク等の関係機関が連携し、就労における相談、情報提供等を行います。
- ④ 障がいの状態等により、一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保するため、農福連携による農業分野等での就労促進に努めます。
- ⑤ 重度障がい等により常時介護を要する方への就労支援の在り方について、国の

検討状況等を踏まえ、適切な対応に努めます。

## 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保

- ① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために「愛媛県調達方針」を定め、全庁的に、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。
- ② 県庁舎内や県・関係団体が主催する行事等において、物品の販売機会を確保することに配慮し、一般県民からの調達機会の確保に努めます。
- ③ 障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、障害者就労施設等からの調達を全県的に推進します。

## 6 福祉的就労の底上げ

- ① 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。(再掲)
- ② 地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動、小規模作業所における生きがいづくりや仲間づくり等を支援し、日常生活の充実や社会参加の促進を図ります。

## 第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興

芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などは、障がいの有無にかかわらず、日常生活の中でゆとりと生きがいを持って充実した生活を送るために必要不可欠なものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進し、障がい者の社会参加の促進に努めます。

### 現状と課題

芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

国においては、芸術文化活動の振興を図るため、平成30年に「障害者文化芸術活動推進法」を施行、平成31年に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

本県では、令和元年6月に、障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、毎年度、「障がい者芸術文化祭」を開催しているほか、芸術文化活動が障がい者の経済的自立につながるようアート作品の商品化支援にも取り組んでおり、引き続き、障がい者の芸術文化活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を一層促進していくことが必要です。

また、スポーツは、障がい者にとって健康の保持増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしており、「スポーツ基本法」の基本理念では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められています。

平成29年に本県で開催した第17回全国障害者スポーツ大会「<sup>えがお</sup>愛顔つなぐえひめ大会」は、障がい者スポーツの意義や素晴らしさを共有し、障がい者に対する理解と交流の輪が広がる大会となりました。本大会や令和3年に開催された東京パラリンピック競技大会で高まった関心を一過性のものとせず、普及啓発等に積極的に取り組み、県民の障がい者に対する理解を深め、スポーツ等を通じた障がい者の社会参加について一層の推進を図ることが重要です。

また、近年のコロナ禍で、選手や競技団体における活動の低下が見られたことから、スポーツ意欲の向上を図るため、より多くの障がい者に身近な地域でスポーツを楽しむ機会を提供するほか、夢や希望を与え憧れとなるようなトップアスリートを輩出する必要があります。

障がい者が芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などの様々な社

会活動に参加することは、生活を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めるものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進していく必要があります。

## 具体的取組み

### 1 芸術文化活動の推進

- ① 障がい者が芸術文化活動に親しむことができるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ② 障がい者芸術文化祭の開催等により、作品展や舞台公演などの発表の機会を確保するとともに、障がいの有無にかかわらず参加者の輪を広げ、芸術文化活動を通じた地域との交流を促進します。
- ③ 県及び市町広報等により、全国障害者芸術・文化祭や県民総合文化祭、障がい者芸術文化祭や市町における芸術文化活動への参加を呼びかけるとともに、障がい者の参加しやすい環境整備を促進します。
- ④ 民間支援団体と協働し、芸術性の高い作品や作者を発掘するとともに、これらの作品や作者に対して発表の機会を確保します。
- ⑤ 障がい者の芸術文化活動が経済的自立にもつながるよう、県内企業との連携により、障がい者アートの商品化を支援します。
- ⑥ 障がい者のニーズに応じた芸術文化活動を支援する人材の育成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり、情報収集・発信等を行い、障がい者の芸術文化活動に対する支援体制の充実を図ります。
- ⑦ 生涯学習活動などを通じて、芸術文化活動等に自ら参加する障がい者の意識啓発を図ります。
- ⑧ 障がい者福祉推進愛媛県大会や視覚障がい者文化祭等、障がい者自身や障がい者関係団体による様々な芸術文化活動に関する取組みを支援し、障がい者の芸術分野における裾野の拡大を目指します。
- ⑨ 福祉施設、教育機関等における障がい者の創作的活動等の芸術文化活動を充実させます。

### 2 スポーツ等の振興

- ① 県障がい者スポーツ大会を更に充実させるとともに、全国障害者スポーツ大会など全国レベルの各種競技大会、パラリンピックなどの国際大会へ積極的に選手を派遣します。
- ② 身近な地域でスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備するなど、障がい者のスポーツ分野における裾野の拡大を目指します。

- ③ 持続的な障がい者スポーツ振興のため、核となる県障がい者スポーツ協会の運営を支援し、各障がい者スポーツ団体の体制強化を図ります。
- ④ 全国レベルの障がい者スポーツの審判員及び障がい者スポーツ指導員の養成を推進するとともに、競技団体等と連携しながら指導員の活躍の場を広げていきます。
- ⑤ 障がい者団体や特別支援学校、競技団体等とのネットワークを活用しながら、選手及びチームの積極的かつ主体的な活動を支援し、競技力の向上を図ります。
- ⑥ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催で培った選手の育成・強化を礎に、パラリンピック・デフリンピック競技大会等の国際大会で活躍できる本県選手の発掘・育成に努めます。
- ⑦ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に深まった障がい者理解の機運を更に拡大させるため、障がい者を支援するサポーターの育成等に努めます。
- ⑧ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、育成強化を図った手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援について、市町と連携して、一層の充実を図ります。
- ⑨ 障がい者の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション活動を推進し、環境設備や必要な支援を行います。
- ⑩ eスポーツなどの障がい者と健常者の区分のないスポーツを推進します。

### **3** 生涯を通じた多様な学習活動の推進

- ① 障がい者を含めた県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる学習機会の確保や学習情報の提供に努め、障がい者の主体的な生涯学習を総合的に推進します。
- ② 障がい者が生涯学習活動に気軽に参加できるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ③ 県立図書館において、引き続き施設のバリアフリー化に努めるとともに、障がいの特性やニーズに応じたアクセシブルな書籍等のコーナーの設置のほか、拡大読書器等の読書支援機器の整備拡充に努めます。(再掲)
- ④ アクセシブルな書籍等を制作する点訳奉仕員や音訳奉仕員の確保に取り組むとともに、技術向上に向けた研修等を行います。(再掲)

## 第11節 国際交流の推進

国際化の進む今日、国際交流・国際協力は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を高めるために、重要なものであることから、障がい者の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進等に努めます。

### 現状と課題

昭和56年の「国際障害者年」を契機として、「国連・障害者の十年(1983～1992年)」に続く取組みとして、「アジア太平洋障害者の十年(当初1993～2002年、二度の延長により現在は2013～2022年)」や、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標(SDGs)」など、国際的な取組みが相次いで実施され、障がい者施策においても、国際交流・国際協力の推進が求められております。

障がい者をはじめ県民全てが、国際社会の一員として、国際的な視野を持って障がい者を取り巻く様々な問題に取り組み、また、国際性豊かな人づくりを進めるために、なお一層の国際交流・国際協力の推進が必要です。

### 具体的取組み

#### ① 障がい者の国際交流の推進

国の施策との連携を図りつつ、障がいに関する国際会議、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスなどの障がい者の国際スポーツ大会への参加などを通じて、障がい者の国際交流・国際協力の推進に努めます。

#### ② 地域に住む外国人との交流の促進等

障がいのある外国人に対しては、適切な保健福祉サービスの提供に努めるとともに、障がい者と地域に住む留学生をはじめとする外国人との交流会の開催など、地域における相互理解の促進のため、民間の国際交流団体の活動を支援します。

## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

### 1 成果目標

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、次のとおり目標値を設定します。

なお、県計画は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本指針に即し、広域的見地から、市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の目標値等を基に適切に設定します。

#### (1)施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数 2,059 人を基準として、令和8年度末までに5.1%の障がい者が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点で4.6%の施設入所者の減少を図ります。

項目	目標値	国指針
地域生活移行者数	105人(5.1%)	6%以上
施設入所者の減少数	94人(4.6%削減)	5%以上削減

#### 【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活移行者数については、市町において、第6期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して目標値を設定しており、県計画の目標値として積上げた結果、国指針を下回る数値となっています。

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

##### ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和8年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日とします。

項目	目標値	国指針	実績※(元年度)
平均生活日数	325.3日	325.3日以上	325.2日

※「精神保健福祉資料(NDB)(令和元年度)」

#### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

## ②精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定します。

項目		目標値	国指針	実績※ (R4.6.30)
精神病床における1年以上 長期入院患者数	65歳以上	1,159人	計算式 により 算定	1,457人
	65歳未満	560人		724人

※「精神保健福祉資料(630調査)(令和4年度)」

### 【設定に当たっての考え方】

国指針に示された計算式に基づき設定します。

## ③精神病床における退院率

令和8年度における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率について目標値を設定します。

項目	目標値	国指針	実績※(元年度)
入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	68.9%以上	62.6%
入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%	84.5%以上	80.4%
入院後1年時点の退院率	91.0%	91.0%以上	88.5%

※「精神保健福祉資料(NDB)(令和元年度)」

### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	73回	73回	74回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	241人	243人	250人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	24回	24回	25回

### 精神障がい者の利用者数

項目	6年度	7年度	8年度
地域移行支援	45人	46人	49人
地域定着支援	94人	98人	102人
共同生活援助(グループホーム)	600人	639人	671人
自立生活援助	13人	13人	16人
自立訓練(生活訓練)	61人	63人	68人

### (3)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数

令和3年度の一般就労移行者数を基準とし、令和8年度における福祉施設からの一般就労移行者数を設定するとともに、就労移行支援事業等の各事業における移行者数を設定します。

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
一般就労移行者数	237人 (1.28倍)	185人	1.28倍以上
就労移行支援	71人 (1.31倍)	54人	1.31倍以上
就労継続支援A型	60人 (1.29倍)	46人	1.29倍以上
就労継続支援B型	84人 (1.28倍)	65人	1.28倍以上

#### 【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

## ○活動指標

令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、活動指標を設定します。

項目	数値	割合※
職業訓練の受講者数	34人	14.3%
福祉施設から公共職業安定所(ハローワーク)への誘導者数	170人	71.7%
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所(ハローワーク)における支援者数	60人	25.3%
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	160人	67.5%

※令和8年度一般就労移行者数(目標値)に対する割合

### ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

### ③就労定着支援事業の利用者数

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数を基準とし、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を設定します。

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
就労定着支援事業 利用者数	144人 (1.41倍)	102人	1.41倍以上

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

### ④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることとします。

また、県は地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組みを進めます。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

なお、就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合とします。

(4)地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備状況

令和8年度末までの間、各市町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

さらに、令和8年度末までに、各市町又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
地域生活支援拠点等の整備	20 市町 (圏域設置含む)	各市町又は圏域に 少なくとも1つ	9市町 (R5.4.1)
強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	20 市町 (圏域含む)	全ての市町 (圏域含む)	—
強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備	20 市町 (圏域含む)	全ての市町 (圏域含む)	—

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活支援拠点等

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える体制。
- ・必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備え、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
コーディネーターの配置人数	10人	13人	24人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	34回	35回	42回

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に少なくとも1箇所以上設置するとともに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
児童発達支援センターの設置	20市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	9市町 (4年度末)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	20市町	全ての市町	13市町 (4年度末) ※保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

### ②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和8年度末までに難聴児支援のため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や、医師会等医療関係団体等が連携し、新生児聴覚検査から療育につなげる体制の構築や中核的機能を果たす体制の構築に向けた取組みを進めます。

**③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13 市町 (4年度末)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20 市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13 市町 (4年度末)

**④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

令和8年度末までに、各市町又は圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

※県は、国指針において示されている医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターについて、いずれも設置及び配置済みであり、また、関係機関等が連携を図るための協議の場についても設置済みとなっています。

項目	目標値	国指針	備考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	20 市町 (圏域設置含む)	全ての市町	19 市町 (4年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	20 市町 (圏域設置含む)	全ての市町	12 市町 (4年度末)

**⑤障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置**

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目標とします。

#### 児童発達支援センター

・施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある(疑いも含む)子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

#### 重症心身障がい児

・重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。

#### 医療的ケア児

・日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等の医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児のことをいいます。

### (6)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

項目	目標値	国指針	備考
基幹相談支援センターの設置	20 市町 (複数市町による 共同設置含む)	全ての市町 (複数市町による共同 設置含む)	8市町 (4年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	20 市町	全ての市町	—
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制の確保	20 市町	全ての市町	—

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
<b>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</b>			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	169	182	220
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	31	32	49
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	61	61	79
個別事例の支援内容の検証の実施回数	36	43	68
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	7	8	19
<b>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</b>			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	54	56	58
参加事業者・機関数	179	194	199
協議会の専門部会の設置数	62	62	63
協議会の専門部会の実施回数(頻度)	236	238	242

### (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

項目	6年度	7年度	8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	62	64	66
相談支援専門員研修(初任者)修了者数	60	60	60
相談支援専門員研修(現任)修了者数	60	60	60
相談支援専門員研修(主任)修了者数	6	6	6

項目	6年度	7年度	8年度
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎)修了者数	300	300	300
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(実践)修了者数	200	200	200
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(更新)修了者数	300	300	300
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	2	2	2
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数	60	60	60
指導監査結果の関係市町との共有回数	251	251	251

## 2 障害福祉サービス等の必要見込量等

障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要見込量については、各市町において、現在のサービス等の利用状況や第6期計画及び第2期見込計画期間中の実績やサービス利用者の意向、福祉施設や事業者の今後の新規指定見込み等を基に推計した必要見込量を各圏域及び県全域で積み上げたものです。

### (1)障害福祉サービス等【県全域:必要見込量(1ヶ月分)】

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
【訪問系サービス】					
居宅介護	時間分	40,703	41,677	42,433	43,225
	人分	2,653	2,725	2,788	2,855
重度訪問介護	時間分	28,980	30,688	31,624	32,628
	人分	85	89	92	94
同行援護	時間分	12,045	13,093	13,243	13,390
	人分	522	550	558	568
行動援護	時間分	577	721	765	799
	人分	73	82	86	89
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	60	60
	人分	0	1	1	1
【日中活動系サービス】					
生活介護	人日分	78,085	79,550	80,531	81,689
	人分	4,029	4,083	4,133	4,191
自立訓練(機能訓練)	人日分	348	433	432	430
	人分	20	24	24	23
就労選択支援 ※令和7年10月創設予定	人分			51	56
自立訓練(生活訓練)	人日分	1,546	1,858	1,955	2,057
	人分	115	131	137	144
就労移行支援	人日分	4,193	4,633	4,985	5,313
	人分	246	269	290	309
就労継続支援(A型)	人日分	33,279	34,555	35,901	37,403
	人分	1,669	1,736	1,801	1,875
就労継続支援(B型)	人日分	80,916	84,636	88,411	92,201
	人分	4,779	5,000	5,224	5,463
就労定着支援	人分	107	139	164	193

療養介護	人分	255	254	254	253
短期入所(福祉型)	人日分	3,598	3,810	3,883	3,958
	人分	504	577	589	599
短期入所(医療型)	人日分	359	421	430	439
	人分	68	79	83	88
【居住系サービス】					
自立生活援助	人分	5	16	17	19
共同生活援助(グループホーム)	人分	1,858	1,958	2,064	2,174
施設入所支援	人分	2,058	2,044	2,017	1,984
【相談支援】					
計画相談支援	人分	3,131	3,256	3,341	3,428
地域移行支援	人分	20	45	48	50
地域定着支援	人分	58	100	103	105

※単位は次のとおりです。

時間分:月間サービス提供時間

人日分:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分:月間の利用人数

## 【圏域別:必要見込量(1ヶ月分)】

### ①訪問系サービス

#### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

#### 〔居宅介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	2,653	40,703	2,725	41,677	2,788	42,433	2,855	43,225
宇摩圏	135	2,014	140	2,095	146	2,179	152	2,266
新居浜・西条圏	395	6,247	398	6,242	401	6,290	404	6,338
今治圏	334	5,138	341	5,368	346	5,474	351	5,544
松山圏	1,378	21,519	1,414	21,896	1,455	22,277	1,498	22,672
八幡浜・大洲圏	153	1,426	167	1,601	173	1,703	179	1,831
宇和島圏	258	4,359	265	4,475	267	4,510	271	4,574

## 〔重度訪問介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	85	28,980	89	30,688	92	31,624	94	32,628
宇摩圏	2	324	2	334	2	344	2	354
新居浜・西条圏	4	1,410	5	2,092	5	2,092	5	2,092
今治圏	1	214	2	321	3	417	4	552
松山圏	75	25,936	76	26,785	78	27,615	79	28,470
八幡浜・大洲圏	1	496	2	556	2	556	2	560
宇和島圏	2	600	2	600	2	600	2	600

## 〔同行援護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	522	12,045	550	13,093	558	13,243	568	13,390
宇摩圏	22	382	23	435	24	496	25	565
新居浜・西条圏	81	1,816	83	1,757	85	1,783	87	1,810
今治圏	93	2,770	96	2,801	97	2,824	99	2,832
松山圏	266	6,581	279	7,542	280	7,557	281	7,571
八幡浜・大洲圏	28	185	34	212	35	217	37	226
宇和島圏	32	311	35	346	37	366	39	386

## 〔行動援護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
県全域	73	577	82	721	86	765	89	799
宇摩圏	12	33	13	34	14	35	15	36
新居浜・西条圏	32	257	34	352	36	372	37	386
今治圏	18	101	22	105	23	119	24	130
松山圏	5	131	5	139	5	149	5	158
八幡浜・大洲圏	6	55	8	91	8	90	8	89
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

※重度障害者等包括支援について、圏域別の表は省略しています。

## ②日中活動系サービス

### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の自立生活への支援や社会参加を促進するため、市町と連携し、日常生活や就労に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス等の充実を図るとともに、施設における日中生活支援や介護者のレスパイト等に必要となるサービスを確保します。

### 〔生活介護〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,029	78,085	4,083	79,550	4,133	80,531	4,191	81,689
宇摩圏	228	3,997	244	4,237	261	4,491	279	4,760
新居浜・西条圏	719	13,671	728	14,146	737	14,321	747	14,515
今治圏	498	9,756	500	9,780	502	9,837	504	9,885
松山圏	1,682	32,505	1,705	33,063	1,724	33,462	1,745	33,902
八幡浜・大洲圏	482	9,797	482	9,798	485	9,894	489	10,011
宇和島圏	420	8,359	424	8,526	424	8,526	427	8,616

### 〔自立訓練(機能訓練)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	20	348	24	433	24	432	23	430
宇摩圏	0	0	1	5	1	5	1	5
新居浜・西条圏	3	84	3	99	3	99	3	99
今治圏	3	62	4	83	4	82	3	80
松山圏	13	181	14	218	14	218	14	218
八幡浜・大洲圏	1	21	2	28	2	28	2	28
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

### 〔就労選択支援〕(単位:人分)※令和7年10月創設予定

圏域	7年度	8年度
県全域	51	56
宇摩圏	10	10
新居浜・西条圏	0	1
今治圏	4	6
松山圏	31	33
八幡浜・大洲圏	2	2
宇和島圏	4	4

〔自立訓練(生活訓練)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	115	1,546	131	1,858	137	1,955	144	2,057
宇摩圏	35	423	35	440	35	458	35	476
新居浜・西条圏	7	139	9	225	10	247	11	269
今治圏	33	469	36	498	39	515	41	530
松山圏	34	430	42	584	44	624	47	667
八幡浜・大洲圏	2	36	4	61	4	61	5	65
宇和島圏	4	49	5	50	5	50	5	50

〔就労移行支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	246	4,193	269	4,633	290	4,985	309	5,313
宇摩圏	25	401	26	417	27	434	28	451
新居浜・西条圏	24	377	27	494	31	571	33	607
今治圏	32	532	34	542	36	555	38	571
松山圏	137	2,471	148	2,678	157	2,856	166	3,043
八幡浜・大洲圏	17	260	20	325	23	367	25	389
宇和島圏	11	152	14	177	16	202	19	252

〔就労継続支援(A型)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,669	33,279	1,736	34,555	1,801	35,901	1,875	37,403
宇摩圏	79	1,556	101	2,007	129	2,589	165	3,340
新居浜・西条圏	256	5,069	265	5,300	274	5,480	283	5,660
今治圏	155	3,024	161	3,095	166	3,156	171	3,210
松山圏	1,049	21,235	1,075	21,703	1,098	22,217	1,121	22,740
八幡浜・大洲圏	56	1,056	58	1,082	58	1,086	59	1,090
宇和島圏	74	1,339	76	1,368	76	1,373	76	1,363

〔就労継続支援(B型)〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,779	80,916	5,000	84,636	5,224	88,411	5,463	92,201
宇摩圏	317	4,670	371	5,277	434	5,963	508	6,738
新居浜・西条圏	585	9,235	617	9,847	652	10,406	687	10,966
今治圏	483	7,830	503	8,173	521	8,482	538	8,760
松山圏	2,469	42,784	2,569	44,501	2,656	46,353	2,752	48,249
八幡浜・大洲圏	516	9,418	529	9,737	544	9,984	558	10,213
宇和島圏	409	6,979	411	7,101	417	7,223	420	7,275

[就労定着支援](単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	107	139	164	193
宇摩圏	12	12	12	13
新居浜・西条圏	6	9	9	9
今治圏	5	10	13	15
松山圏	75	95	116	141
八幡浜・大洲圏	2	5	6	7
宇和島圏	7	8	8	8

[療養介護](単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	255	254	254	253
宇摩圏	22	22	22	22
新居浜・西条圏	33	33	33	33
今治圏	31	31	32	32
松山圏	86	85	83	82
八幡浜・大洲圏	39	39	40	40
宇和島圏	44	44	44	44

[短期入所(福祉型)]

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	504	3,598	577	3,810	589	3,883	599	3,958
宇摩圏	35	153	36	159	37	165	38	172
新居浜・西条圏	46	494	65	523	65	523	65	523
今治圏	26	262	29	271	31	278	32	285
松山圏	318	1,917	362	1,949	366	1,973	370	1,997
八幡浜・大洲圏	33	372	38	486	39	497	40	509
宇和島圏	46	400	47	422	51	447	54	472

[短期入所(医療型)]

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	68	359	79	421	83	430	88	439
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	12	41	13	46	13	46	13	46
今治圏	4	23	4	24	5	25	6	26
松山圏	45	258	51	283	53	284	56	285
八幡浜・大洲圏	2	2	3	13	3	13	3	13
宇和島圏	5	35	7	52	8	59	9	66

### ③居住系サービス

#### 【事業実施に関する考え方】

障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、市町と連携し、地域における居住の場となる共同生活援助(グループホーム)の充実や自立生活援助の普及を図ります。

#### 〔自立生活援助〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	5	16	17	19
宇摩圏	0	0	0	0
新居浜・西条圏	0	1	1	1
今治圏	0	1	1	2
松山圏	5	10	10	10
八幡浜・大洲圏	0	3	4	5
宇和島圏	0	1	1	1

#### 〔共同生活援助(グループホーム)〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	1,858	1,958	2,064	2,174
宇摩圏	92	93	94	95
新居浜・西条圏	251	258	268	278
今治圏	207	223	234	241
松山圏	883	950	1,024	1,108
八幡浜・大洲圏	199	203	210	217
宇和島圏	226	231	234	235

#### 〔施設入所支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	2,058	2,044	2,017	1,984
宇摩圏	125	119	113	106
新居浜・西条圏	373	373	373	372
今治圏	289	287	278	270
松山圏	640	639	633	623
八幡浜・大洲圏	360	357	354	350
宇和島圏	271	269	266	263

#### ④相談支援

##### 【事業実施に関する考え方】

利用者の状態や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービスが提供できるよう、市町と連携し、相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成や利用支援などの相談支援体制の充実・強化を図ります。

##### 〔計画相談支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	3,131	3,256	3,341	3,428
宇摩圏	191	208	227	247
新居浜・西条圏	418	440	447	454
今治圏	419	440	459	477
松山圏	1,524	1,559	1,571	1,585
八幡浜・大洲圏	318	346	372	399
宇和島圏	261	263	265	266

##### 〔地域相談支援(地域移行支援)〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	20	45	48	50
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	3	3	4	4
今治圏	1	1	2	2
松山圏	15	31	31	31
八幡浜・大洲圏	0	4	5	6
宇和島圏	1	3	3	4

##### 〔地域定着支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	58	100	103	105
宇摩圏	0	3	3	3
新居浜・西条圏	7	9	9	9
今治圏	1	2	4	4
松山圏	46	76	76	76
八幡浜・大洲圏	4	8	8	9
宇和島圏	0	2	3	4

(2)障害児通所支援等【県全域:必要見込量(1ヶ月分)】

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
<b>【障害児通所支援】</b>					
児童発達支援	人日分	13,912	14,710	15,494	16,268
	人分	1,804	1,896	1,984	2,070
放課後等デイサービス	人日分	46,915	51,096	54,091	57,063
	人分	4,396	4,654	4,917	5,187
保育所等訪問支援	人日分	127	160	177	205
	人分	94	106	121	136
居宅訪問型児童発達支援	人日分	6	24	26	36
	人分	2	7	8	9
<b>【障害児入所支援】</b>					
福祉型障害児入所施設	人分	47	50	50	50
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	人分	38	40	40	40
<b>【障害児相談支援】</b>					
障害児相談支援	人分	1,013	1,140	1,209	1,274
<b>【医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整する コーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置 人数	人	2	2	2	2
<b>【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置 人数	人	81	89	103	106

※単位は次のとおりです。

人日分:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分:月間の利用人数

※障害児入所支援の見込量には、障害児入所措置の見込量を含んでいます。

【圏域別:必要見込量(1ヶ月分)】

①障害児通所支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族の身近な地域における在宅生活を支援するため、市町と連携し、サービスの充実を図ります。

〔児童発達支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	1,804	13,912	1,896	14,710	1,984	15,494	2,070	16,268
宇摩圏	116	465	128	512	141	563	155	619
新居浜・西条圏	248	1,781	251	1,952	260	2,020	269	2,088
今治圏	285	2,604	292	2,662	297	2,710	301	2,753
松山圏	957	8,498	1,024	8,985	1,080	9,566	1,137	10,159
八幡浜・大洲圏	109	267	110	287	113	317	113	317
宇和島圏	89	297	91	312	93	318	95	332

〔放課後等デイサービス〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	4,396	46,915	4,654	51,096	4,917	54,091	5,187	57,063
宇摩圏	354	2,618	372	2,801	391	2,997	411	3,207
新居浜・西条圏	1,098	8,487	1,189	9,387	1,289	10,159	1,401	11,024
今治圏	566	6,914	627	7,672	664	7,986	689	8,066
松山圏	1,955	24,486	2,041	26,727	2,140	28,326	2,244	30,027
八幡浜・大洲圏	225	2,450	229	2,564	233	2,634	238	2,707
宇和島圏	198	1,960	196	1,945	200	1,989	204	2,032

〔保育所等訪問支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	94	127	106	160	121	177	136	205
宇摩圏	3	6	3	6	3	6	3	6
新居浜・西条圏	23	27	25	33	27	36	29	40
今治圏	18	19	20	22	23	24	25	27
松山圏	33	58	37	73	46	84	54	99
八幡浜・大洲圏	17	17	19	22	20	23	22	27
宇和島圏	0	0	2	4	2	4	3	6

〔居宅訪問型児童発達支援〕

圏域	5年度(実績)		6年度		7年度		8年度	
	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分	人日分
県全域	2	6	7	24	8	26	9	36
宇摩圏	0	0	1	3	1	3	1	3
新居浜・西条圏	0	0	1	5	1	5	1	5
今治圏	0	0	0	0	0	0	0	0
松山圏	2	6	5	16	5	16	5	16
八幡浜・大洲圏	0	0	0	0	1	2	2	12
宇和島圏	0	0	0	0	0	0	0	0

②障害児入所支援

【事業実施に関する考え方】

障害児入所施設(福祉型、医療型)に入所、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対し行う保護、日常生活の指導及び知識技能の付与の支援、治療を行うサービスについて、県が申請に基づき、必要となる給付費を支給します。

また、被虐待児の入所等に適切に対応できるよう、必要な定員の確保を図ります。

【県全域】(単位:人分)

サービス種別	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所施設	47	50	50	50
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	38	40	40	40

③障害児相談支援

【事業実施に関する考え方】

障がい児やその家族が身近な地域で安心して生活するため、市町と連携し、全ての障害児通所支援等の利用者が適切な相談支援を受けられるよう相談支援体制の充実・強化を図ります。

〔障害児相談支援〕(単位:人分)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	1,013	1,140	1,209	1,274
宇摩圏	76	80	84	88
新居浜・西条圏	244	253	262	271
今治圏	165	190	209	219
松山圏	366	447	479	515
八幡浜・大洲圏	92	99	102	106
宇和島圏	70	71	73	75

#### ④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

##### 【事業実施に関する考え方】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活するためには、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働して支援体制を構築する必要があります。各市町において、支援を調整し、総合的な支援の提供につなげる相談支援専門員等のコーディネーターの設置を推進する必要があるため、県では、必要な専門性を有するコーディネーターを養成し、市町の取組みを支援します。

設置見込量は、市町において支援ニーズ等を踏まえて設定しています。

##### 〔医療的ケア児支援コーディネーター〕(単位:人)

圏域	5年度(実績)	6年度	7年度	8年度
県全域	81	89	103	106
宇摩圏	0	2	2	2
新居浜・西条圏	15	15	17	17
今治圏	9	9	12	12
松山圏	43	45	52	52
八幡浜・大洲圏	9	12	13	15
宇和島圏	5	6	7	8

### (3)発達障がい者等に対する支援

##### 【事業実施に関する考え方】

発達障がい者等が身近な地域で必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、「愛媛県発達障がい者支援指針」に基づき、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域の課題を共有するとともに、ライフステージを通じて切れ目なく、家族を含め、地域の身近な場所で受けられる総合的かつ重層的な支援体制を整備することとしています。

支援の見込量は、県発達障がい者支援センター(あいゆう)の活動実績、市町や関係機関との役割分担と連携等を踏まえて設定します。

項目		4年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	1	1	1	1
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	1,869	2,000	2,000	2,000
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	103	120	120	120
発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	59	60	60	60

項目		4年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネジャー の外部機関や地域住民への研修、 啓発件数	件	81	50	50	50
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等 の受講者数(保護者)	人	—	156	163	168
ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等 の実施者数(支援者)	人	—	47	51	56
ペアレントメンターの人数	人	—	113	131	145
ピアサポートの活動への参加人数	人	—	177	189	197

### 3 地域生活支援事業等の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施が可能とされています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や意思疎通支援事業、広域的な対応が必要とされる事業、障害福祉サービス等の質の向上やその従事者の育成、その他障がい者の自立した日常生活や社会生活の支援のために必要な事業を実施します。

なお、市町においては、相談支援や成年後見制度、移動支援、地域活動支援センターなどの生活に直結する身近なサービスを実施します。

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

##### 【事業実施に関する考え方】

発達障がいや高次脳機能障害等の専門的な相談支援を必要とする分野においては、県発達障がい者支援センターの運営や高次脳機能障害支援普及事業等の実施等により対応します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 発達障がい者支援センター運営事業	1	530	1	1,000	1	1,000	1	1,000
2 障がい児(者)療育支援事業	14	/	14	/	14	/	14	/
3 障害者就業・生活支援センター事業	6	4,755	6	4,900	6	4,900	6	4,900
4 高次脳機能障害支援普及事業	7	4,959	7	6,600	7	6,800	7	7,000

#### (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業

##### 【事業実施に関する考え方】

手話通訳者等の養成研修及び派遣事業の実施により、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 手話通訳者養成研修事業	2	7	2	40	3	60	2	40
2 要約筆記者養成研修事業	1	8	1	20	1	20	1	20
3 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	1	4	1	15	1	15	1	15
4 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	1	8	1	15	1	15	1	15
5 意思疎通支援者派遣事業	32	/	32	/	32	/	32	/
6 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	11	/	11	/	11	/	11	/

### (3)広域的な支援事業

#### 【事業実施に関する考え方】

障害福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に提供するためには、地域における相談支援体制の整備充実を図る必要があることから、県障がい者自立支援協議会において、相談支援体制の構築について検討を行うとともに、アドバイザーを市町等へ派遣し、市町の相談支援体制の整備を支援するほか、精神障がい者の地域生活を支援するため、広域調整事業を実施し、各関係機関が連携できる体制を各地域に構築します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数	実施回数	従事者数
1 障がい者相談支援体制整備推進事業(アドバイザー-派遣人数)	/	0	/	20	/	20	/	20
2 県障がい者自立支援協議会(開催の有無)	有		有		有		有	
3 精神障害者地域生活支援広域調整事業								
(1) 地域生活支援広域調整会議等事業(協議会の開催見込数)	20	/	20	/	20	/	20	/
(2) 地域移行・地域生活支援事業(ピアサポート従事者見込み者数)	/	78	/	74	/	74	/	74

#### (4)サービス・相談支援者、指導者育成事業

##### 【事業実施に関する考え方】

良質な障害福祉サービス等の提供や公平で公正な障害支援区分の認定を行うため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等に従事する者やその指導者、障害支援区分の認定に携わる者に対し、研修機会を提供することにより、人材育成や資質向上を図ります。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数	実施回数	実修了者数
1 障害支援区分認定調査員等研修事業	4	59	3	110	3	110	3	110
(1)障害支援区分認定調査員研修	2	45	1	60	1	60	1	60
(2)市町審査会委員研修	1	12	1	30	1	30	1	30
(3)主治医研修	1	2	1	20	1	20	1	20
2 相談支援従事者研修事業	4	154	4	156	4	156	4	156
(1)初任者研修	1	54	1	60	1	60	1	60
(2)現任研修	1	57	1	60	1	60	1	60
(3)専門コース別研修	1	37	1	30	1	30	1	30
(4)主任相談支援専門員養成研修	1	6	1	6	1	6	1	6
3 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	7	633	7	800	7	800	7	800
(1)基礎研修	3	285	3	300	3	300	3	300
(2)実践研修	2	178	2	200	2	200	2	200
(3)更新研修	2	170	2	300	2	300	2	300

4 居宅介護従業者等養成 研修事業	54	240	20	200	20	200	20	200
5 身体障がい者・知的障がい者 相談員活動強化事業	1	53	1	46	1	46	1	46
6 音声機能障がい者発声 訓練指導者養成事業	1	5	1	22	1	22	1	22
7 手話通訳者指導者養成 事業	1	10	1	1	1	1	1	1
8 強度行動障がい支援者 養成研修事業	4	247	4	300	4	300	4	300
(1)基礎研修	2	130	2	150	2	150	2	150
(2)実践研修	2	117	2	150	2	150	2	150
9 精神障がい者支援の障 がい特性と支援技法を 学ぶ研修事業	1	30	1	30	1	30	1	30
10 障がい者ピアサポート 研修事業	1	44	3	90	3	90	3	90
11 障がい者虐待防止対策 事業(障がい者虐待防止・ 権利擁護研修)	1	268	1	250	1	250	1	250

#### (5)その他の事業

##### 【事業実施に関する考え方】

県障がい者社会参加推進センターの運営や生活訓練等事業の実施、手話通訳者の設置等障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な各種の事業を実施します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 日常生活支援								
(1)オストメイト社会 適応訓練事業	2	1	4	30	4	30	4	30
(2)音声機能障がい者 発声訓練事業	39	272	40	380	40	380	40	380
(3)その他の生活訓練 等事業	12	2,987	14	3,140	14	3,140	14	3,140
ア 視覚障がい者専門 指導事業	3	1,970	3	2,100	3	2,100	3	2,100
イ 聴覚言語障がい者 専門指導事業	3	894	3	900	3	900	3	900
ウ 視覚障がい者生活 訓練事業	2	6	3	20	3	20	3	20
在宅視覚障がい者 点字講習事業	1	3	1	5	1	5	1	5
視覚障がい者家庭 生活訓練事業	1	3	1	5	1	5	1	5
中途視覚障がい者 歩行訓練事業	—	—	1	10	1	10	1	10
エ 難聴者相談訓練 事業	4	117	5	120	5	120	5	120
2 社会参加支援								
(1)手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	1	1
(2)字幕入り映像ライブ ラリー事業	1	4	1	30	1	30	1	30
(3)点字広報等発行 事業	1	335	1	400	1	400	1	400
(4)点字即時情報ネット ワーク事業	1	49	1	60	1	60	1	60
(5)障がい者パソコンボラン ティア養成・派遣事業	1	30	1	60	1	65	1	60
(6)障がい者ICTサポー ト推進事業			1	1,000	1	1,200	1	1,200
(7)県障がい者社会参加 推進センター運営事業	1		1		1		1	

(8)精神障がい者家族 研修事業	1	15	1	100	1	100	1	100
(9)身体障害者補助犬 給付事業	1	1	1	1	1	1	1	1
(10)奉仕員養成研修 事業(点訳・音訳)	2	34	2	50	2	50	2	50
(11) 県障がい者スポー ツ大会開催事業	4	346	4	1,100	4	1,500	4	1,900
(12)障がい者芸術文化 活動推進事業	1	348	3	4,800	3	4,800	3	4,800
ア 障がい者芸術文化 祭(アート展)への 出展数・来場者数※	1	348	1	2,305	1	2,305	1	2,305
イ 障がい者芸術文化 祭(舞台芸術)への 参加者数・観覧者数			1	692	1	692	1	692
ウ 障がい者芸術文化祭 (アート広場)への参 加者数・来場者数			1	1,803	1	1,803	1	1,803
(13)芸術・文化講座開 催等事業(視覚障がい 者文化祭・一般教養講 座)	11	383	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数及び来場者数の合計を記載しています。

## (6)特別支援事業

### 【事業実施に関する考え方】

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図るために必要な各種事業を実施します。

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 要約筆記者指導者養成特 別支援事業			1	1	1	1	1	1
2 失語症者向け意思疎通支 援者指導者養成特別支援 事業			1	1	1	1	1	1
3 視覚障害者移動支援従事 者資質向上特別支援事業	1	0	1	1	—	—	1	1

## 4 障がい者スポーツ・芸術文化活動に関する事項

### (1)障がい者スポーツの振興

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 パラアスリート支援費補助 金対象者一人当たりの出場 大会数※			4		4		4	
2 交流会への障がい者の参 加者数		593		1,000		1,200		1,400
3 県障がい者スポーツ大会開 催事業【再掲】	4	346	4	1,100	4	1,500	4	1,900

※実施箇所欄は、出場大会数を記載しています。

### (2)芸術文化活動の振興

事業名	4年度 (実績)		6年度		7年度		8年度	
	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数	実施 箇所	実利用 者数
1 障がい者芸術文化活動推 進事業【再掲】	1	348	3	4,800	3	4,800	3	4,800
(1) 障がい者芸術文化祭 (アート展)への出展数・ 来場者数※	1	348	1	2,305	1	2,305	1	2,305
(2) 障がい者芸術文化祭 (舞台芸術)への参加者 数・観覧者数			1	692	1	692	1	692
(3) 障がい者芸術文化祭 (アート広場)への参加 者数・来場者数			1	1,803	1	1,803	1	1,803
2 芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般 教養講座)【再掲】	11	383	10	500	10	500	10	500

※実利用者数欄は、展示作品数及び来場者数の合計を記載しています。

# 資 料

## ○愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例

- 1 委員名簿
- 2 愛媛県障がい者施策推進協議会条例

## ○愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱

- 1 委員名簿
- 2 愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

## ○愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要

## ○障害福祉サービス等の概要

## ○地域生活支援事業等の概要

# 愛媛県障がい者施策推進協議会

## 1 委員名簿

(任期:令和4年11月21日~令和6年11月20日)

選任部門	氏名	現職
学識者 経験者	西嶋 真理子	愛媛大学大学院医学系研究科教授
	村岡 則子	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科教授
	定松 修一	愛媛県理学療法士会相談役
	黒田 典生	日本精神科病院協会愛媛県支部長
障がい者・ 障がい者自 立及び社会 参加事業関 係者	河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会会長
	公原 憲代	松山手をつなぐ育成会副会長
	大岩 金司	愛媛県精神障害者福社会連合会会長
	笠松 美智子	愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	廣田 千代美	愛媛県身体障害者施設協議会会長
	芳野 妙	愛媛県知的障害者福祉協会副理事長
	日高 幸徳	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部愛媛障害者職業センター所長
河野 美千代	愛媛県立松山盲学校校長	
行政者 関係者	武智 邦典	愛媛県市長会会長(伊予市長)
	河野 忠康	愛媛県町村会会長(久万高原町長)
	久保田 晶	愛媛県保健福祉部福祉政策統括監

(敬称略・順不同)

## 2 愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

# 愛媛県障がい者自立支援協議会

## 1 委員名簿

(任期:令和5年11月1日~令和7年10月31日)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	西嶋 真理子	愛媛大学大学院医学系研究科教授
	村岡 則子	聖カタリナ大学人間健康福祉学部社会福祉学科教授
障がい者 団 体 関 係 者	山口 佐人	愛媛県身体障害者団体連合会副会長
	松村 美保	八幡浜手をつなぐ育成会会長
	喜安 政光	松山記念病院家族会「朝美会」会長
	三木 由紀子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会副会長
支援従事者	菅野 和久	社会福祉法人あおい会相談支援センター星の里 管理者兼主任相談支援専門員
	五島 裕子	一般社団法人愛媛福祉研修協会
	丸田 一郎	愛媛県精神保健福祉士会顧問
	蒲池 慎一	愛媛県立みなら特別支援学校松山城北分校長
	渡邊 剛次	愛媛県社会福祉事業団道後ゆう所長
関係行政 機 関 職 員	林 和子	東温市市民福祉部福祉課長
	廣瀬 浩美	愛媛県中予保健所長

(敬称略・順不同)

## 2 愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制(以下「相談支援体制」という。)を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関する事。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関する事。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関する事。
- (4) 専門的分野における支援方策に関する事。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

# 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要

## 1 調査計画

### 【調査の目的】

本調査は、「愛媛県障がい者プラン」を策定するに当たり、県内の障がい者を対象にアンケート調査を実施し、現状やニーズ等を把握するため実施しました。

### 【調査対象】

本県に在住する障がい者手帳所持者及び難病と診断された方 2,000 人  
〔 身体障害者手帳所持者:1,270 人、療育手帳所持者:330 人  
精神障害者保健福祉手帳:200 人、難病と診断された方:200 人 〕

### 【調査方法】

無作為抽出による郵送配布～郵送回収

(難病と診断された方は愛媛県難病等患者団体連絡協議会加盟団体を通じて調査)

【調査期間】 令和5年7月

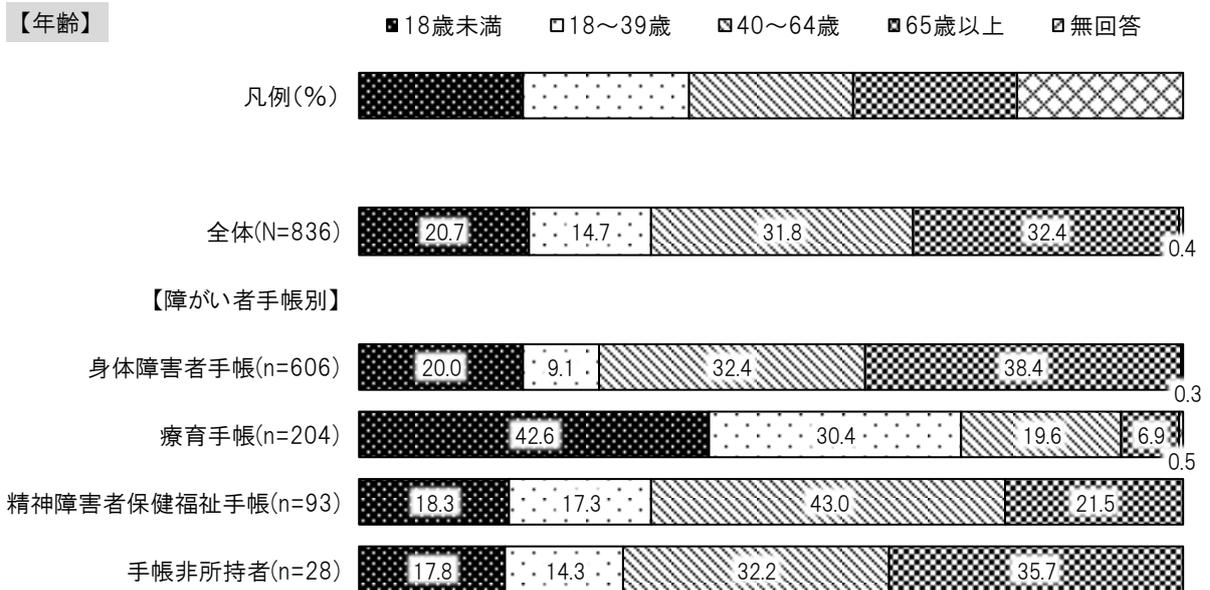
【回収結果】 配布数:2,000 件 有効回収数:836 件 有効回収:41.8%

## 2 調査結果の概要

### 【調査結果を見る際の注意事項】

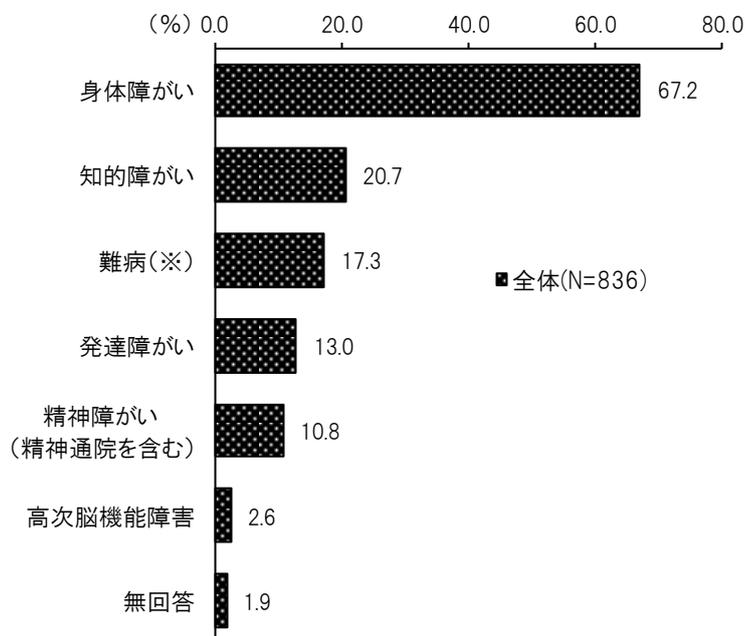
- ・図表に示すNは、比率算出上の基数(標本数)で、全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記しています。
- ・集計は小数点以下第2位を四捨五入しており、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答が可能な質問(複数回答)の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。
- ・調査結果は抜粋のため、設問の表現を一部変更しています。

## 1. 年齢(令和5年6月1日現在)



## 2. 障がいの種類

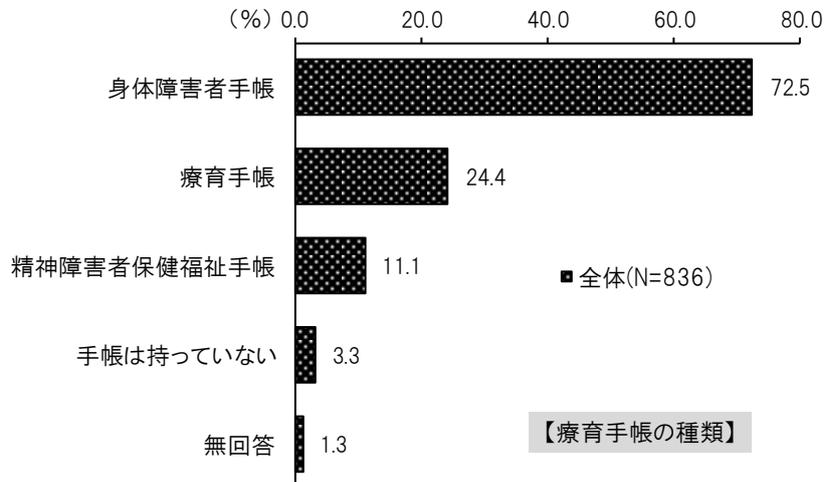
あなた(本人)の障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。



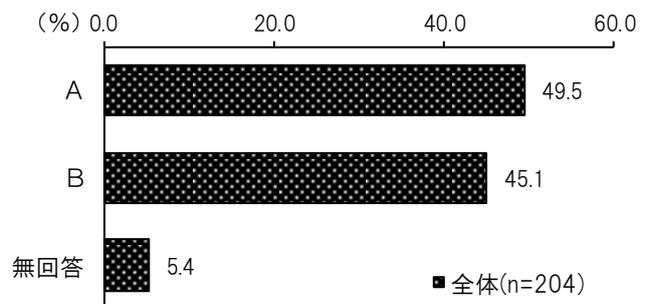
※難病(関節リウマチや筋ジストロフィーなど治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病)

### 3. 障がい者手帳の種類

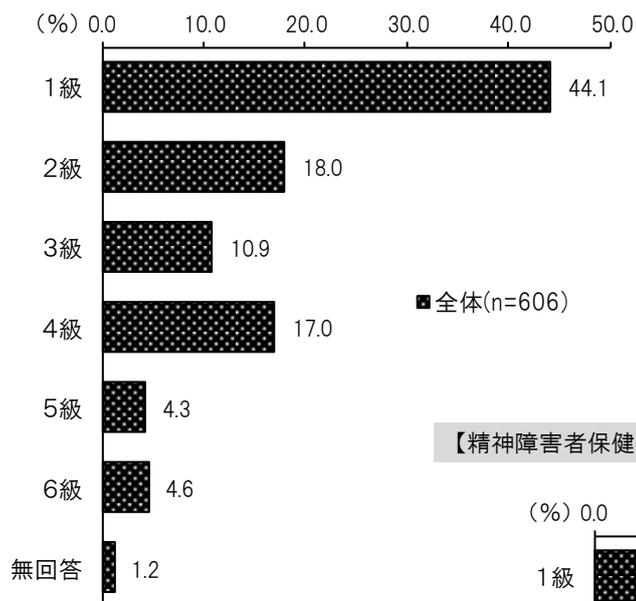
あなた(本人)が障がい者手帳をお持ちのときは、あてはまるものすべてに○をつけてください。



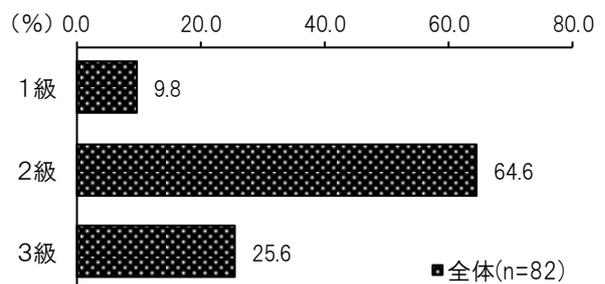
【療育手帳の種類】



【身体障害者手帳の種類】

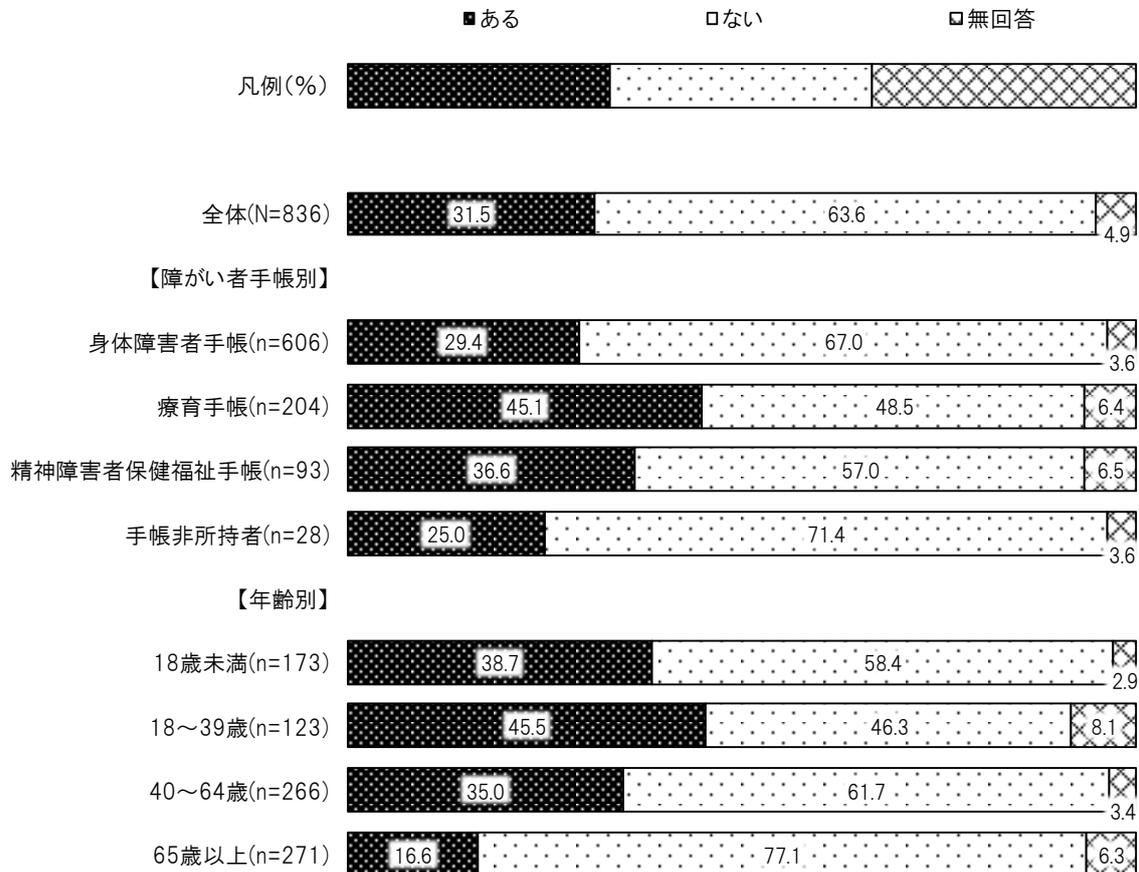


【精神障害者保健福祉手帳の種類】

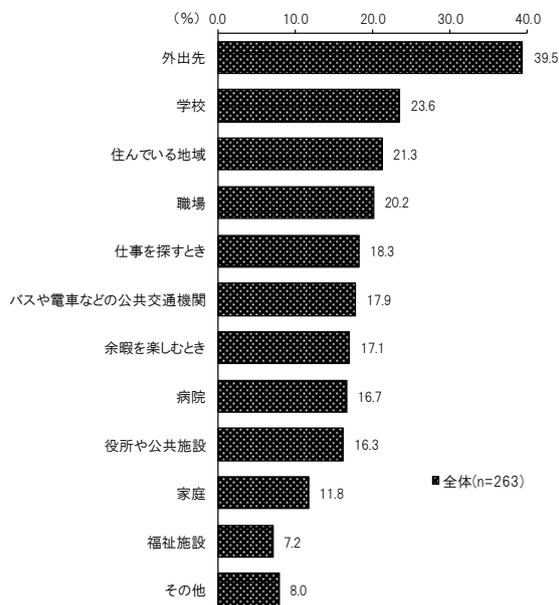


## 4. 障がい者の権利について

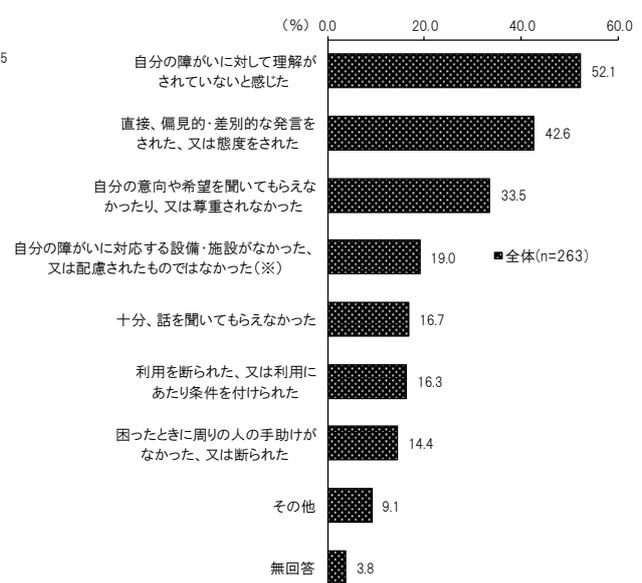
あなた(本人)は、日頃の生活の中で、障がいがあることで、差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



それは、どのような場所などで感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。



それは、どのような時に感じましたか。主なものに3つまで○をつけてください。

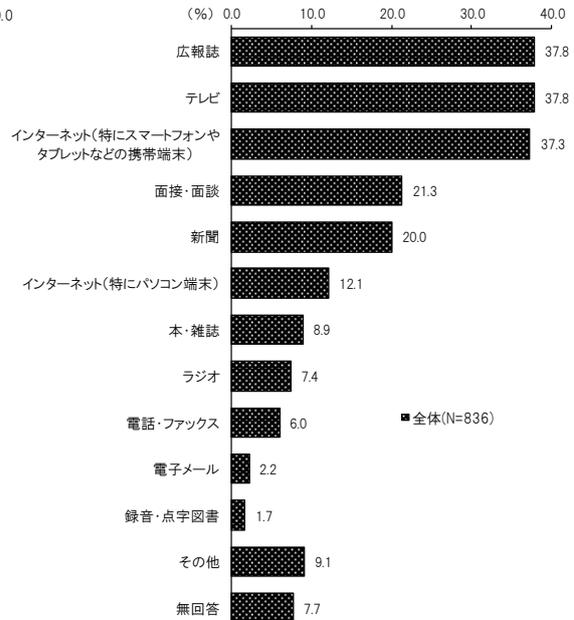
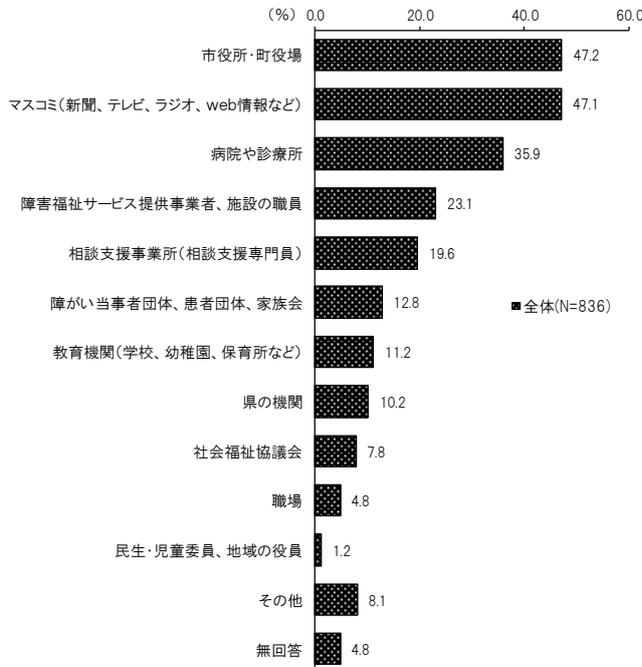


※自分の障がいに対応する設備・施設(エレベーター、スロープ、トイレ、休憩所、利用案内、駐車場など)がなかった、又は配慮されたものではなかった

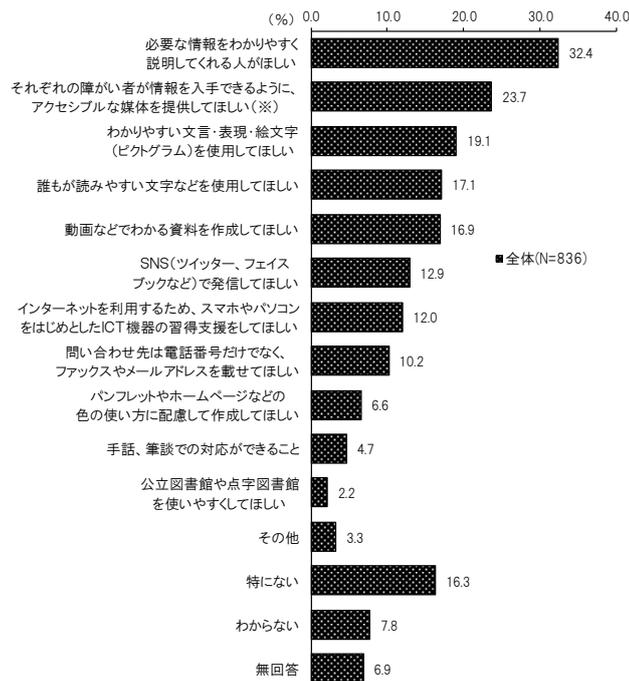
## 5. 生活や福祉に関する情報提供・取得方法について

あなた(お答えくださる方)が日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どこの機関が発信したり、誰から聞いたりする情報ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

その生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



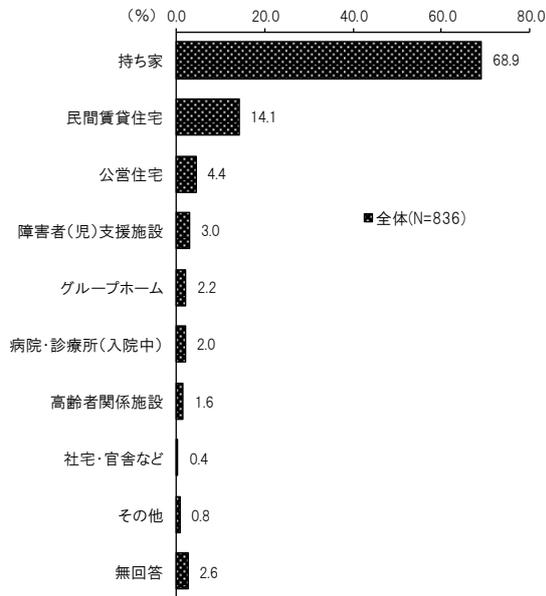
その生活や福祉に関する情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえでどのような配慮が必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



※それぞれの障がい者が情報を入手できるように、アクセシブルな媒体(音声、テキスト、データなど)を提供してほしい

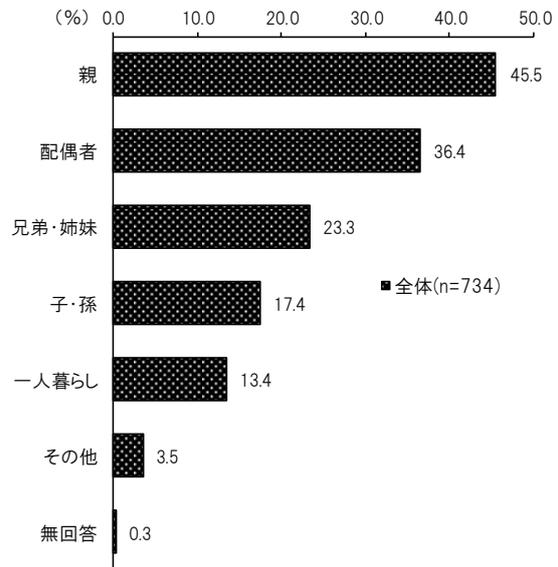
## 6. 暮らしについて

現在、あなた(本人)が生活している場所について、あてはまるもの1つに○をつけてください。



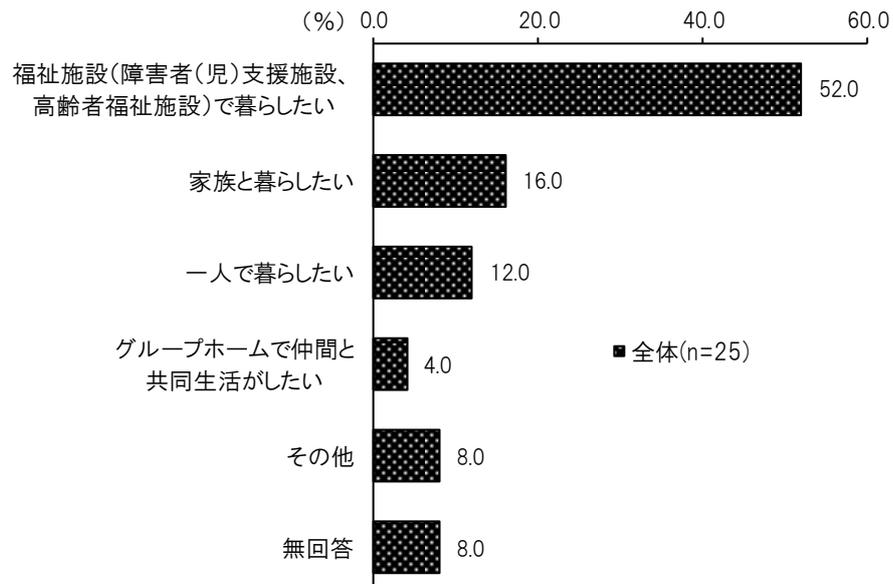
【持ち家、民間賃貸住宅、公営住宅、社宅・官舎などと答えた方】

あなた(本人)は、誰と一緒に暮らしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

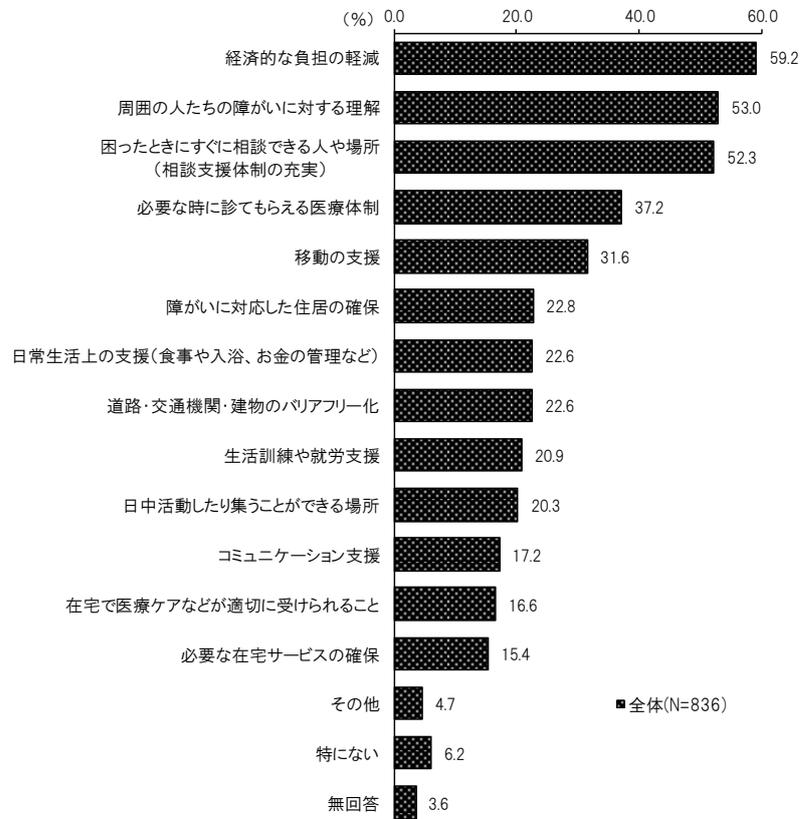


【「障害者(児)支援施設」と答えた方】

あなた(本人)は、今後、どのように暮らしたいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

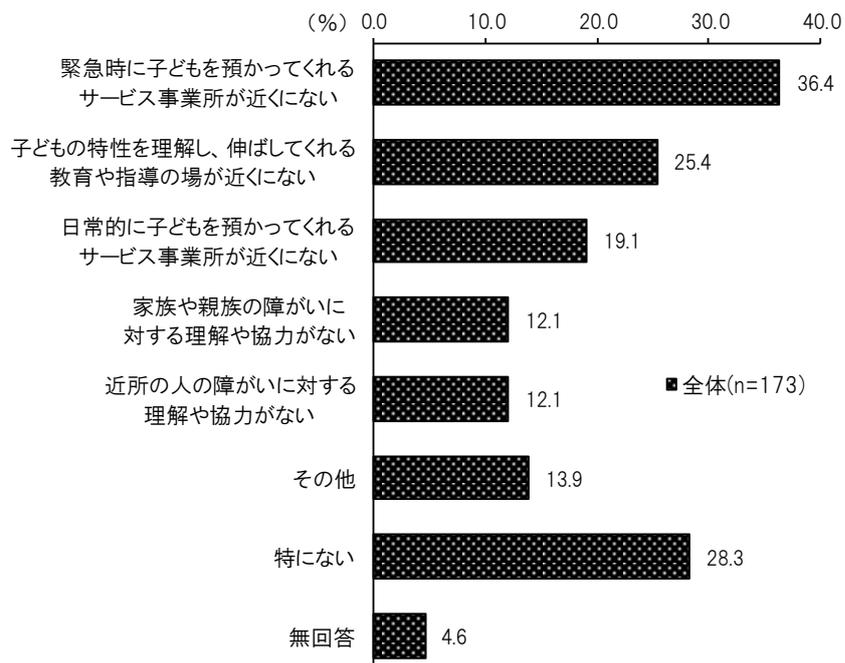


あなた(お答えくださる方)は、障がいのある方ご本人が安心して生活していくうえでどのような支援やサービスが必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



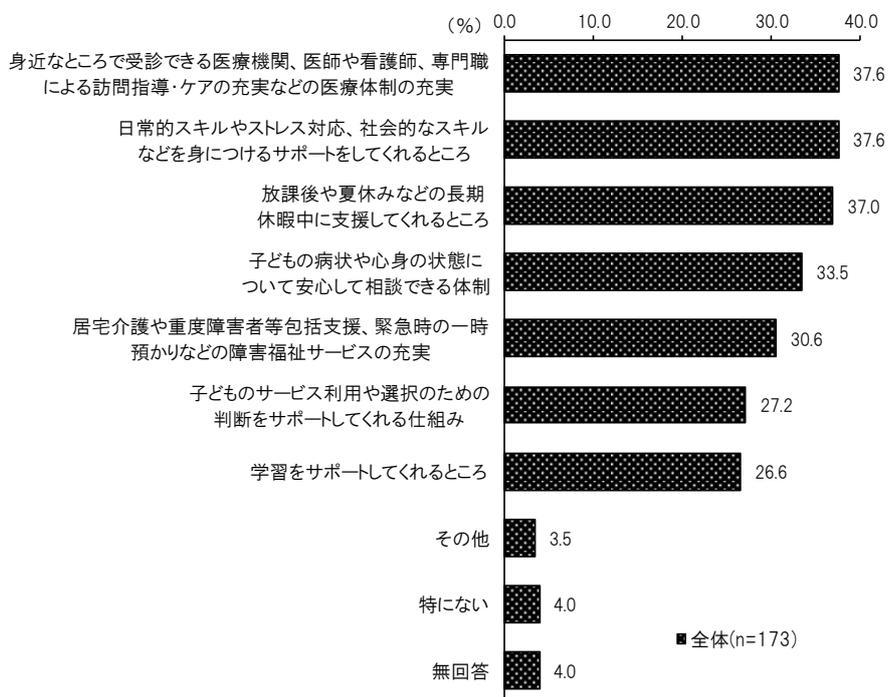
## 7. 療育・保育・教育について

【障がい児(18歳未満)の保護者】  
お子さんを育てる上で、困難であると感じることはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



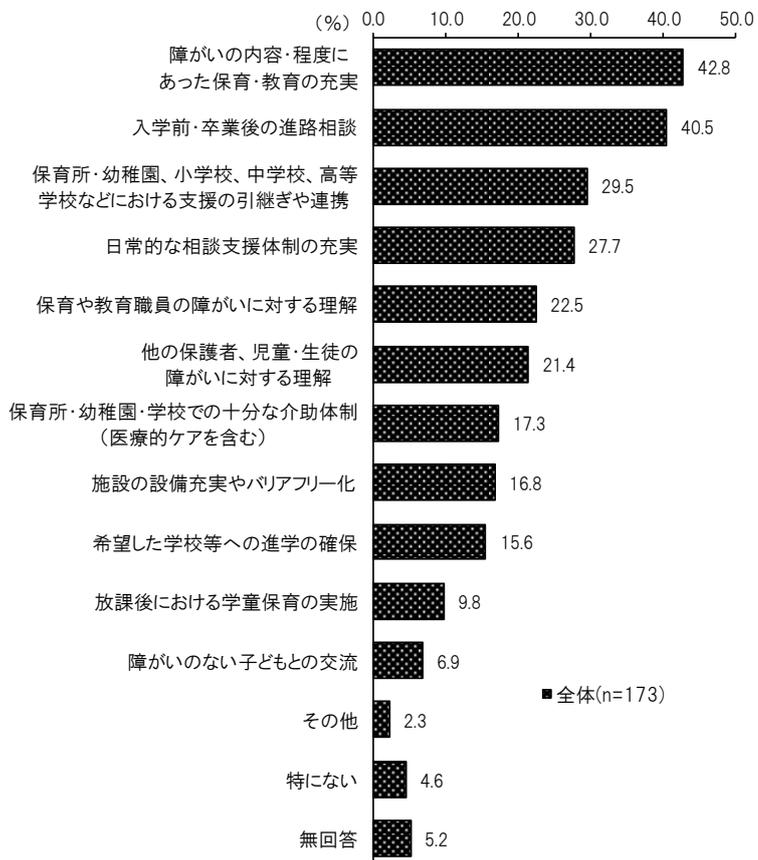
【障がい児(18歳未満)の保護者】

今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスは何ですか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



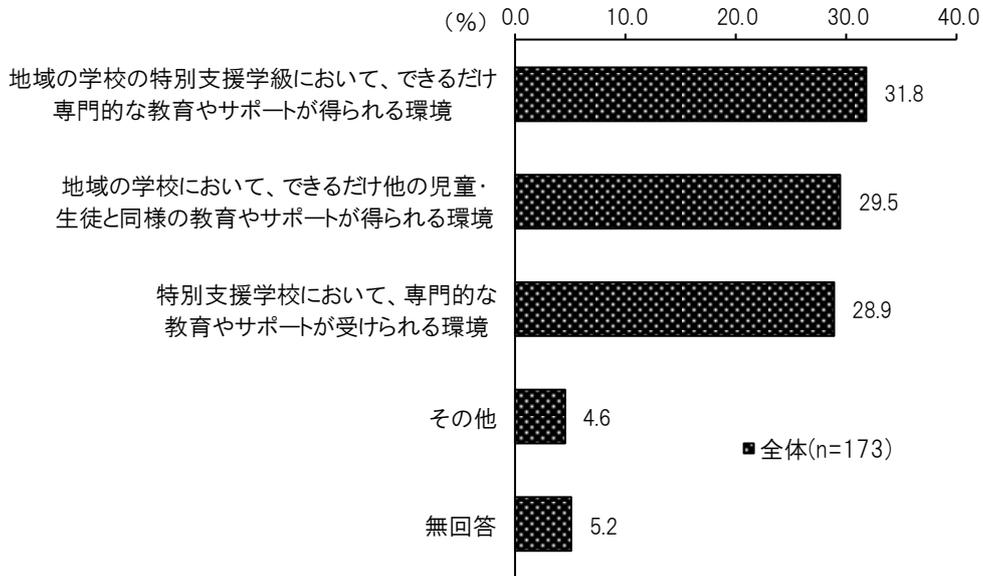
【障がい児(18歳未満)の保護者】

お子さんの保育・教育環境について、今後希望することは何ですか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



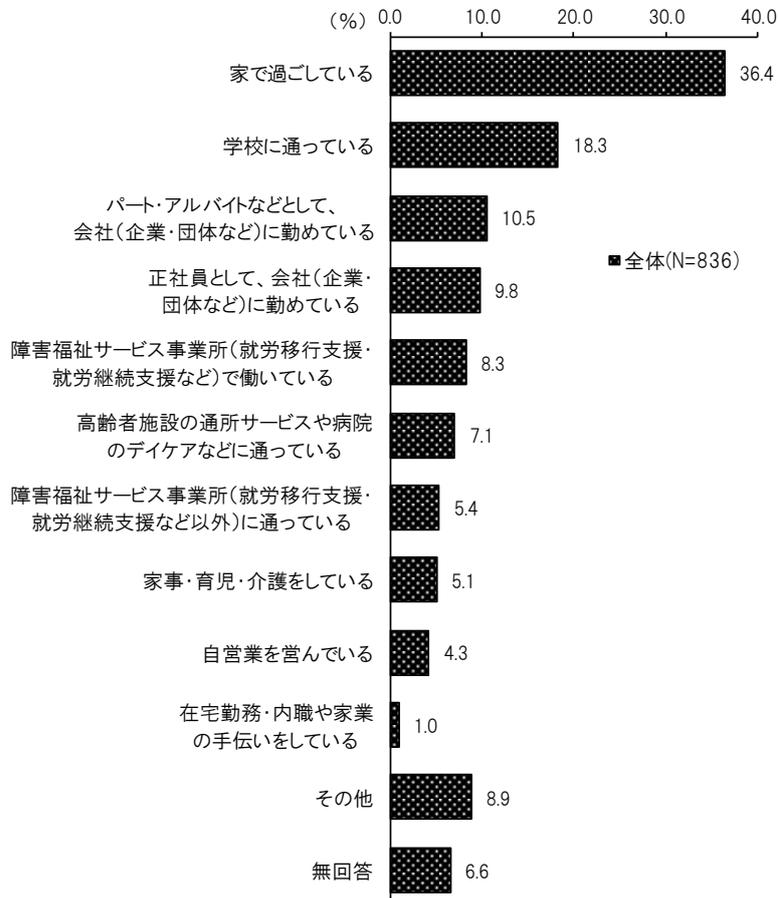
**【障がい児(18歳未満)の保護者】**

お子さんにとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか。もっとも重要なものを1つに○をつけてください。

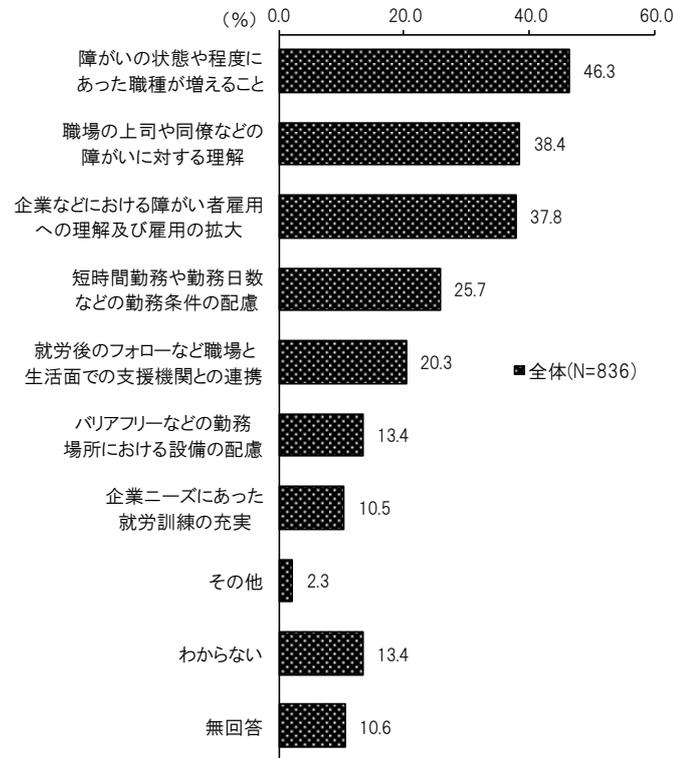


**8 就労について**

あなた(本人)は、日中の生活をどのように過ごされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

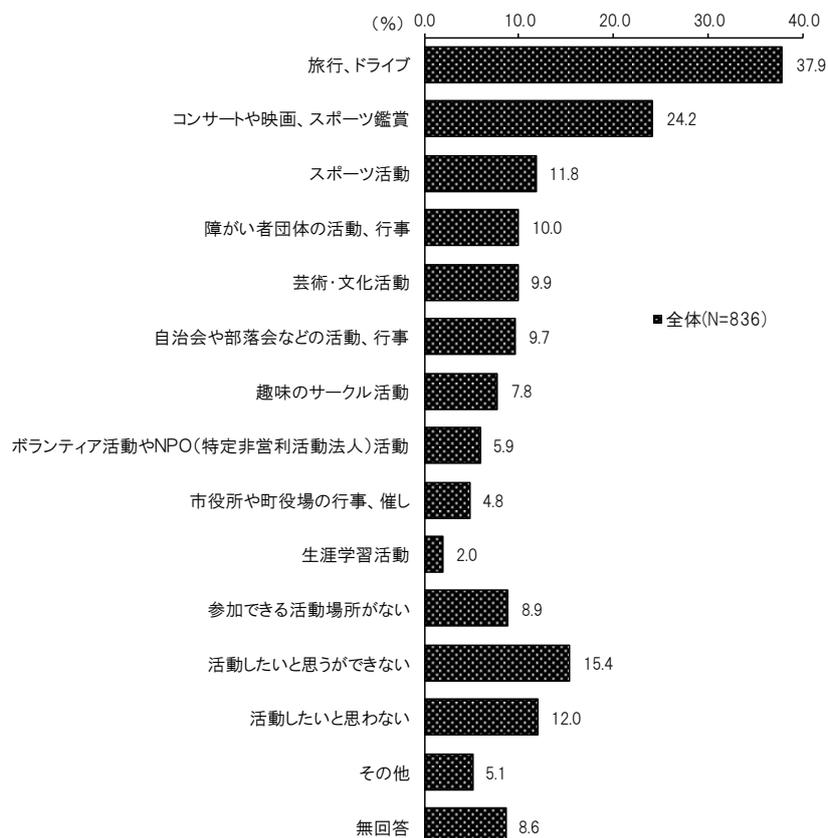


あなた(お答えくださる方)は、障がいのある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。

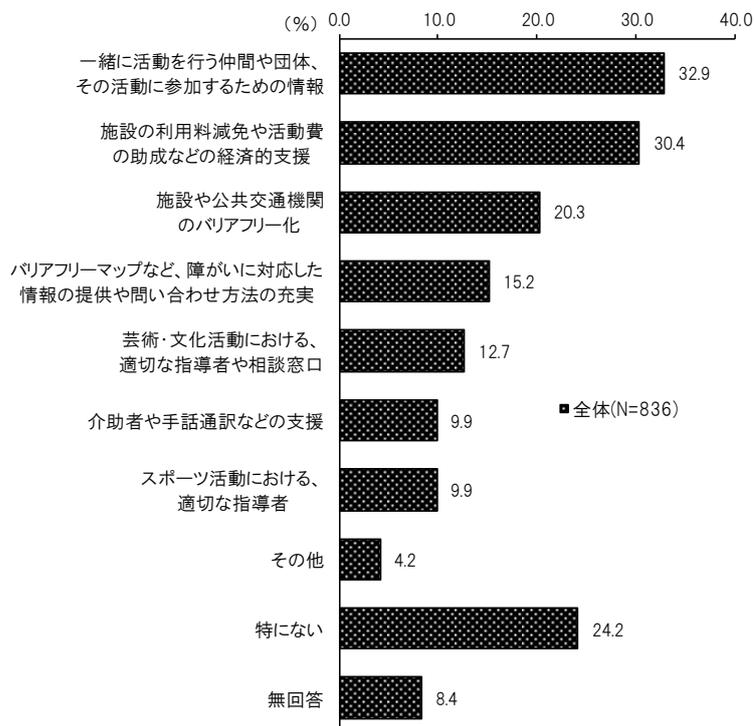


## 9. 社会参加などについて

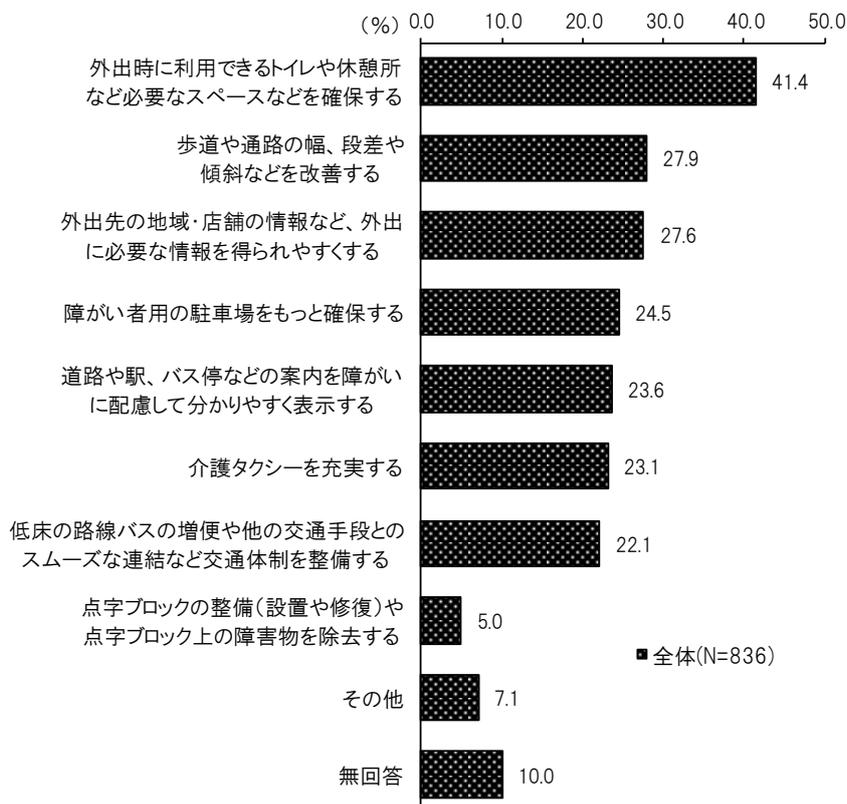
この1年間に、あなた(本人)は、趣味やスポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



あなた(本人)は、どうすれば、社会活動にもっと参加しやすくなると思いますか。特にあてはまるものに3つまで○をつけてください。



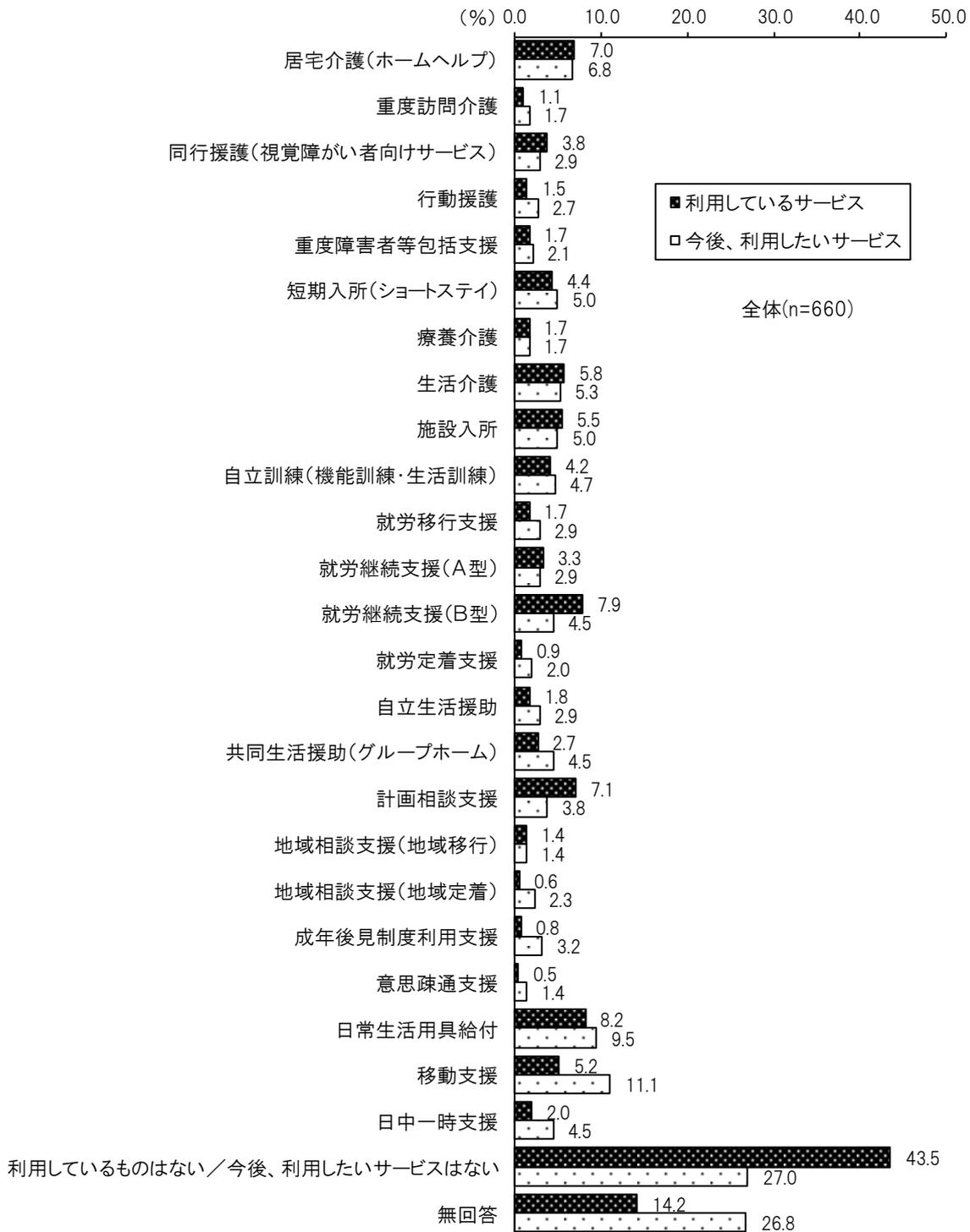
あなた(お答えくださる方)は、障がいのある方ご本人が外出する時に、街中の施設などをどのようにすれば外出しやすくなると思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



## 10. 障害福祉サービスの利用について

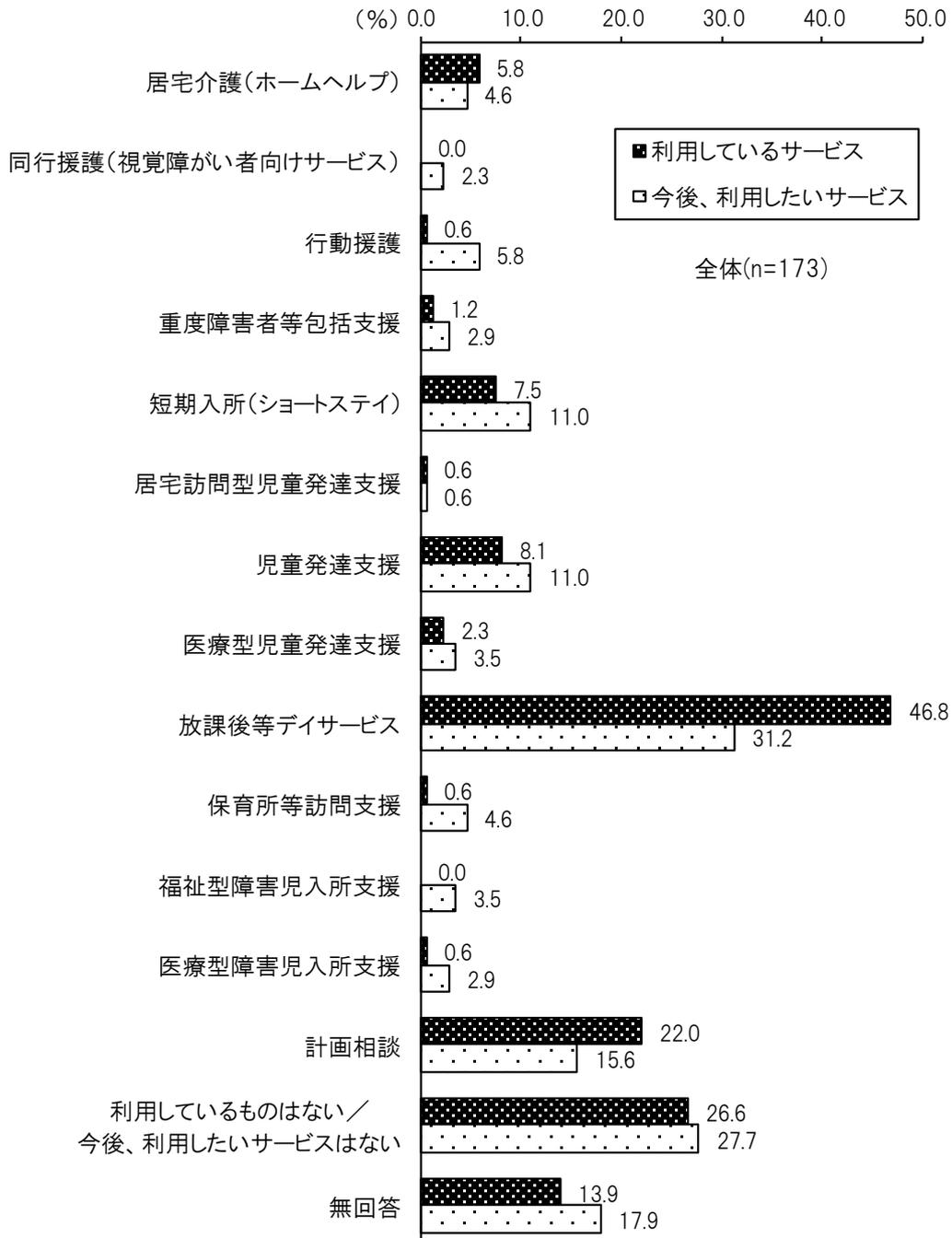
【18歳以上の方】

あなた(本人)は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

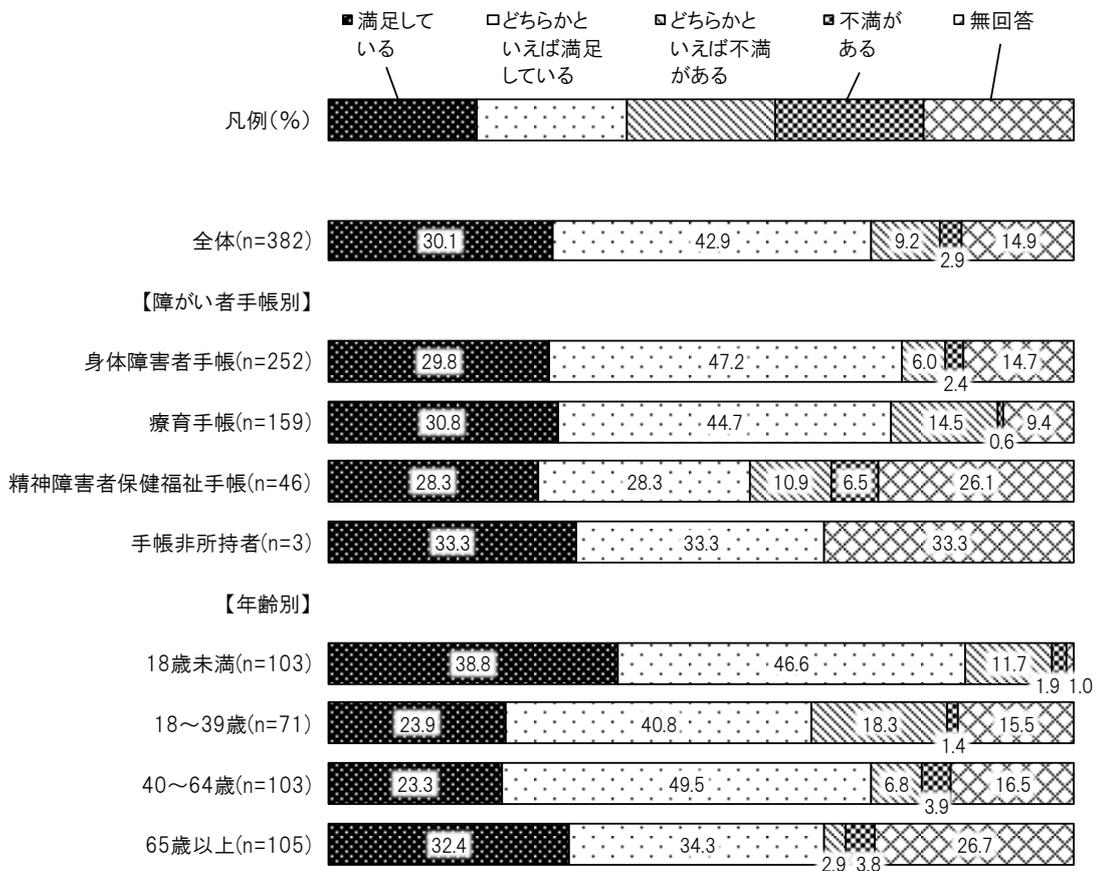


【18歳未満の方】

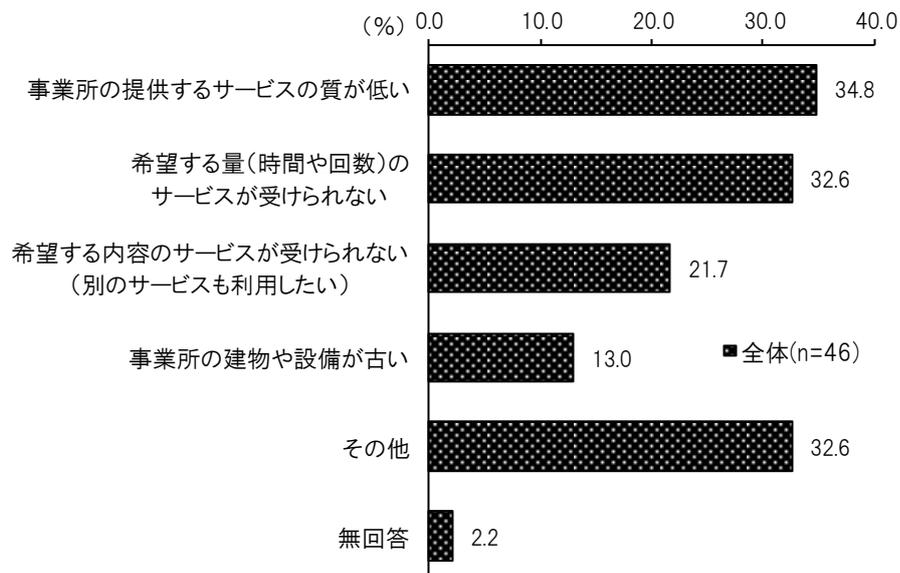
あなた(本人)は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいサービスはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



【現在、サービスを利用していると答えた方】  
 利用しているサービスに満足していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

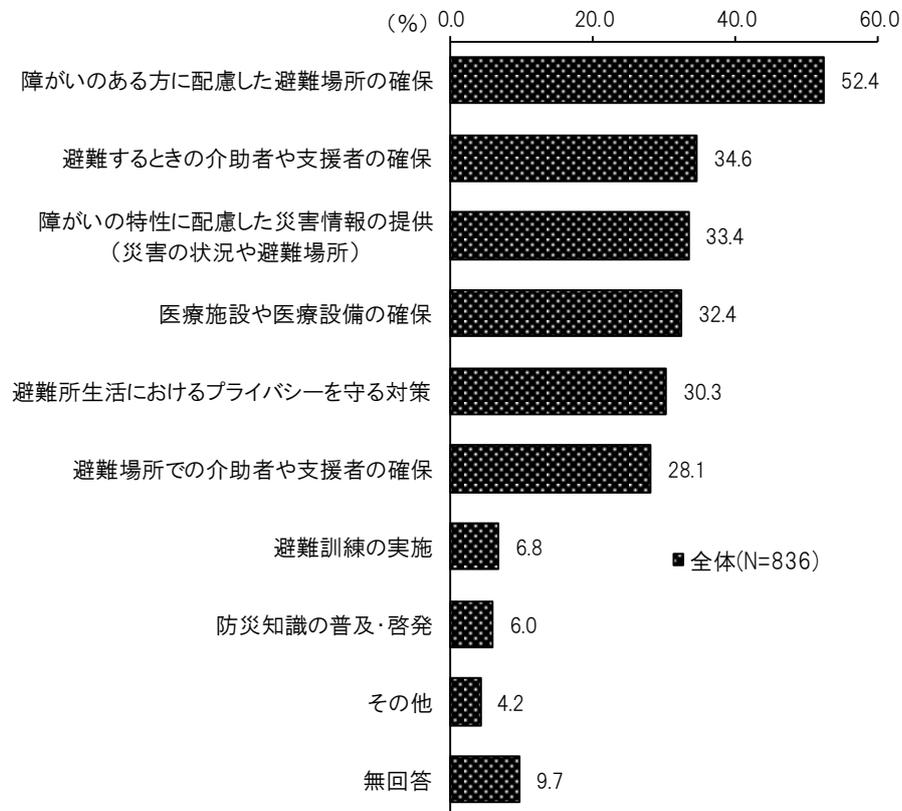


【不満があると答えた方】  
 どのような点に不満をお持ちですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



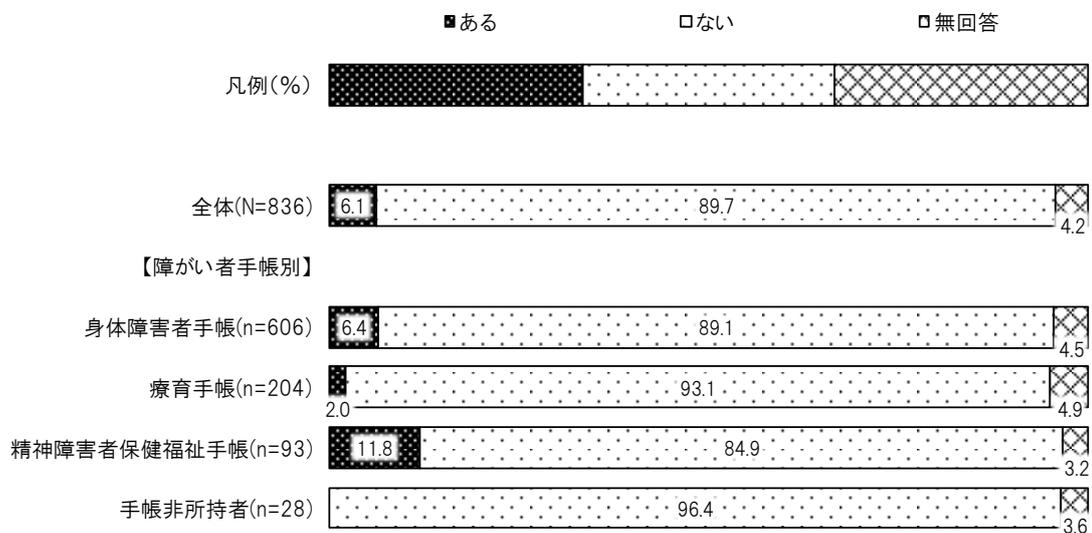
## 11. 災害対策について

地震や豪雨、台風などの災害時に備えて、あなた(お答えくださる方)はどのような対策が必要だと思いますか。特に必要だと思うものに3つまで○をつけてください。



## 12. 消費者被害について

あなた(本人)は、これまでに悪質(悪徳)商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか。どちらかに○をつけてください。



## 障害福祉サービス等の概要

### ■障がい者への支援

区 分	サービスの内容
<b>【訪問系サービス】</b>	
居宅介護	障がい者等に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要の程度が著しく高い者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各障害福祉サービスを包括的に提供する。
<b>【日中活動系サービス】</b>	
生活介護	常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
就労選択支援	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者に対し、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択のために必要な支援を行う。

就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労及び生産活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間にわたり、就労を継続するために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対し、主として昼間に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行う。
短期入所	居宅において障がい者等の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
<b>【居住系サービス】</b>	
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により相談支援や必要な情報提供及び助言等の援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間、休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
<b>【相談支援】</b>	
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設に入所している障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他支援を行う。

地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他支援を行う。
--------------------	---

## ■障がい児への支援

区 分	サービスの内容
<b>【障害児通所支援】</b>	
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援等を行う。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
保育所等訪問 支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
<b>【障害児入所支援】</b>	
福祉型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。
<b>【障害児相談支援】</b>	
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行う。

## 地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
<b>【専門性の高い相談支援事業】</b>	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者等に対する総合的な支援を行うため、発達障がい者支援センターを設置し、相談支援や発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設・機関等に対する普及啓発等を行う。
障がい児(者)療育支援事業	在宅の重症心身障がい児(者)や知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支援するため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導等を行う。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者に対し、就業面と生活面の支援を一体的に行うため、関係機関と連携し、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障がい者に対する支援を行うため、支援拠点機関を設置し、専門的な相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を行う。
<b>【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】</b>	
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者の役割や責務等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成研修を行う。
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者の役割や責務等を理解し、要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成研修を行う。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳と移動の介助を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成研修を行う。
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者の自立と社会参加を促進するため、失語症者のコミュニケーションの支援等を行う失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がいのある方とない方の意思疎通を支援するため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図る。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションと移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパーの派遣を行う。
<b>【広域的な支援事業】</b>	
障がい者相談支援体制整備推進事業	地域における相談支援体制を整備するため、相談支援に関するアドバイザーを市町に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、対応困難な事例についての助言等を行う。

県障がい者自立支援協議会	県下全域における相談支援体制を構築するため、県障がい者自立支援協議会を設置し、市町における相談支援体制整備方策の助言や相談支援従事者研修のあり方の協議等を行う。
<b>【精神障害者地域生活支援広域調整事業】</b>	
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため、県、市町、医療関係者、福祉関係者等で構成する精神障がい者地域移行支援協議会を開催する。
地域移行・地域生活支援事業	圏域ごとに、病状が軽快した患者によるピアサポーターを養成及び配置し、退院を希望する患者が抱える退院後の生活の不安を解消するための助言等を行う。
<b>【サービス・相談支援者、指導者育成事業】</b>	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害福祉サービス給付等の事務が、全国一律の基準に基づき、客観的で公平、公正に行われるよう障害支援区分認定調査員、市町審査会委員及び意見書を作成する医師を対象とした研修を行う。
相談支援従事者研修事業	相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、初任者及び現任者等を対象に、障がい者ケアマネジメントの手法等についての研修を行うとともに、地域の相談支援体制における中核的な役割を担う主任相談支援専門員を養成する研修を行う。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修等を行う。
居宅介護従業者等養成研修事業	障がい者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成研修を行う。
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、身体障がい者相談員等を対象とした研修を行う。
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
手話通訳者指導者養成事業	手話通訳者の養成に関する講師を養成する。
強度行動障がい支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成研修を行う。
精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	障がい福祉分野と介護分野の双方で精神障がい者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を行う。
障がい者ピアサポート研修事業	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成するための研修を行う。

障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護研修)	障がい福祉サービス事業所等従事者、同管理者等を対象とする意識啓発、対応や支援方法などに関する研修を実施するとともに、県民の理解と関心を深める一般向けの意識啓発セミナーを開催する。
【その他の事業】	
《日常生活支援》	
オストメイト社会適応訓練事業	疾病等により人工肛門、人工膀胱を造設した者に対し、ストマ用装具の使用等について正しい知識を伝達するとともに、社会生活に必要な基本的な事項について相談指導を行う。
音声機能障がい者発声訓練事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、食道発声、人工喉頭、電気発声の訓練を行う。
〔その他の生活訓練等事業〕	
視覚障がい者専門指導事業	視覚障がい者専門指導員を設置し、視覚障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
聴覚言語障がい者専門指導事業	聴覚言語障がい者専門指導員を設置し、聴覚言語障がい者に対し、日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
視覚障がい者生活訓練事業	在宅の重度の視覚障がい者に対し、指導員が居宅を訪問し、点字の修得指導や家事・育児等の指導、歩行訓練等を行う。
難聴者相談訓練事業	中途聴覚障がい者を対象に、医師、聴能士等で構成する相談スタッフが、県内各地で補聴器装用訓練を行うとともに、生活相談等を行う。
《社会参加支援》	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県視聴覚福祉センターに設置する。
字幕入り映像ライブラリー事業	趣味、教養、記録・報道、ドラマ等各分野において、字幕又は手話を挿入した貸出用 DVD を製作し、聴覚障がい者からの申込みにより貸出しを行う。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字図書や CD 等により、「県民だより」や「愛媛のすがた」等を発行する。
点字即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から毎日配信される情報を点字で出力し、利用を希望する視覚障がい者、県視覚障害者協会、盲学校等に提供する。
障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、在宅の障がい者に対しパソコンの使用方法等について支援を行うパソコンボランティアを養成するとともに、障がい者の個々の要望に応じボランティアを派遣する。
障がい者 ICT サポート推進事業	障がい者の ICT 機器の利用普及を促進するため、障がい者からの ICT 機器に関する相談、訪問支援、最新 ICT 機器の貸出及び展示・利用体験会などを行う。

県障がい者社会参加推進センター運営事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体で構成する県障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。
精神障がい者家族研修事業	精神障がい者に対する差別の解消と社会復帰への意欲の高揚を図るため、精神障がい者の家族や一般県民が一堂に会し、相互理解を深めながら精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行う。
身体障害者補助犬給付事業	身体障がい者の自立や社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	視覚障がい者の社会参加を支援する点訳奉仕員等身体障がい者奉仕員を養成する。
県障がい者スポーツ大会開催事業	障がい者の社会参加を促進するため、陸上、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ、精神障がい者バレーボールを競技種目とする愛媛県障がい者スポーツ大会を開催する。
障がい者芸術文化活動推進事業	障がい者の芸術文化活動の裾野を拡大し、地域との相互理解や障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者芸術文化祭等を開催する。
芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般教養講座)	教養を高め、自立更生の意欲を助長するため、視覚障がい者文化祭や一般教養講座を開催する。
<b>【特別支援事業】</b>	
要約筆記者指導者養成特別支援事業	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「要約筆記者指導者養成研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。
失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業	一般社団法人日本言語聴覚士協会が実施する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。
視覚障害者移動支援従事者資質向上特別支援事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」を受講するために要する交通費及び宿泊費を補助する。

裏表紙

令和5年度「障害者週間のポスター」

愛媛県知事賞(最優秀賞)

松山市立雄郡小学校 2年 首藤 優杏さん

「みんなではしろう」



愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
TEL(089)912-2420  
FAX(089)931-8187  
E-mail [syougaihukus@pref.ehime.lg.jp](mailto:syougaihukus@pref.ehime.lg.jp)

愛媛県障がい者プランは、県のホームページに掲載しています。